

受動喫煙防止対策に関する調査報告書

令和 7 年 12 月

北海道

目次

1. 調査の概要

1-1 調査の目的	1
1-2 調査の内容	1
1-3 調査結果の概要	1

2. 調査の結果

2-1 第二種施設	8
2-2 飲食店	25

1.調査の概要

1-1 調査の目的

道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。

1-2 調査の内容

1-2-1 調査地域 北海道全域

1-2-2 調査対象 北海道内に所在する健康増進法の類型に基づく第2種施設
(公共施設及び民間施設)

1-2-3 調査方法 郵送配布、郵送回収及びWebによる回答

※調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第二種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送した。

1-2-4 発送数等 発送数：7,000 不着等を除いた実質標本数：6,597
回答数：2,712（実質標本数に対する回答率：41.1%）

1-2-5 調査期間 令和7年10月17日～令和7年11月20日

1-3 調査結果の概要

1-3-1 調査に関する留意事項

- ・集計結果は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、割合の合計が100.0にならない場合がある。
- ・複数の選択肢を回答可能な設問については、各選択肢の回答数を回答施設全体で割った割合を表示している。そのため、回答数の合計は回答施設全体を、各選択肢の割合の合計は100.0を超える場合がある。

1-3-2 業種区分

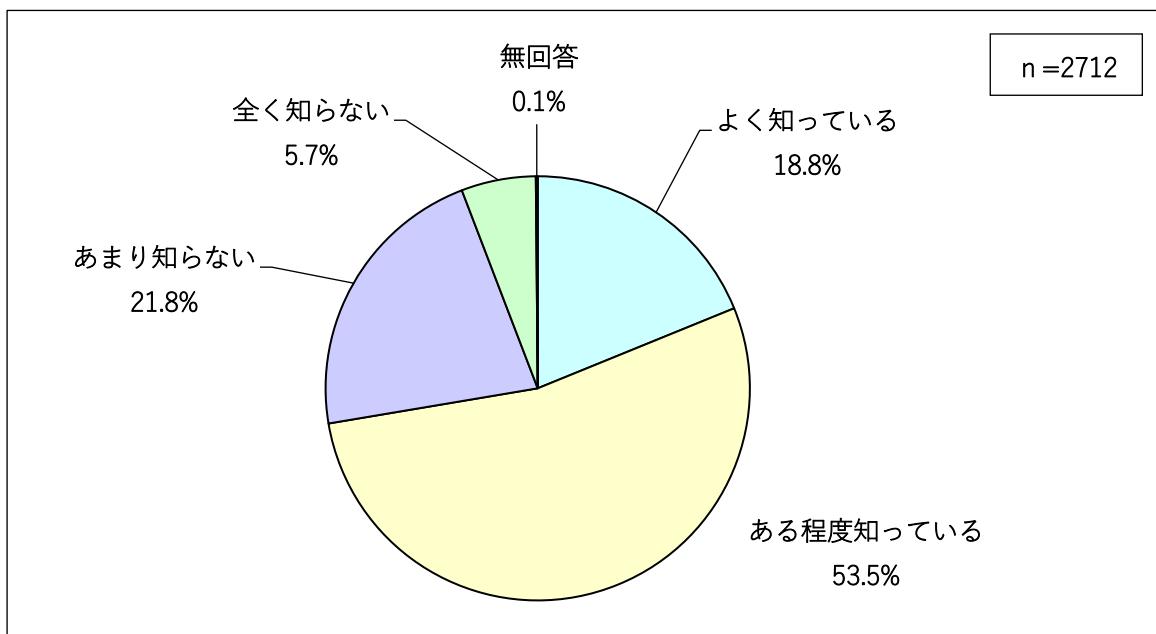
第二種施設	1	劇場、映画館、興行場
	2	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
	3	体育館、ボウリング場、フィットネスクラブなどの屋内運動施設 (道、市町村立除く)
	4	公衆浴場、理容室、美容室(市町村立除く)
	5	百貨店、総合スーパー、食料品店
	6	コンビニエンスストア
	7	銀行、保険会社などの金融機関、郵便局
	8	駅舎内、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル
	9	老人ホーム等の高齢者施設
	10	国の施設(第二種施設)
	11	ホテル、旅館などの宿泊施設
飲食店	12	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

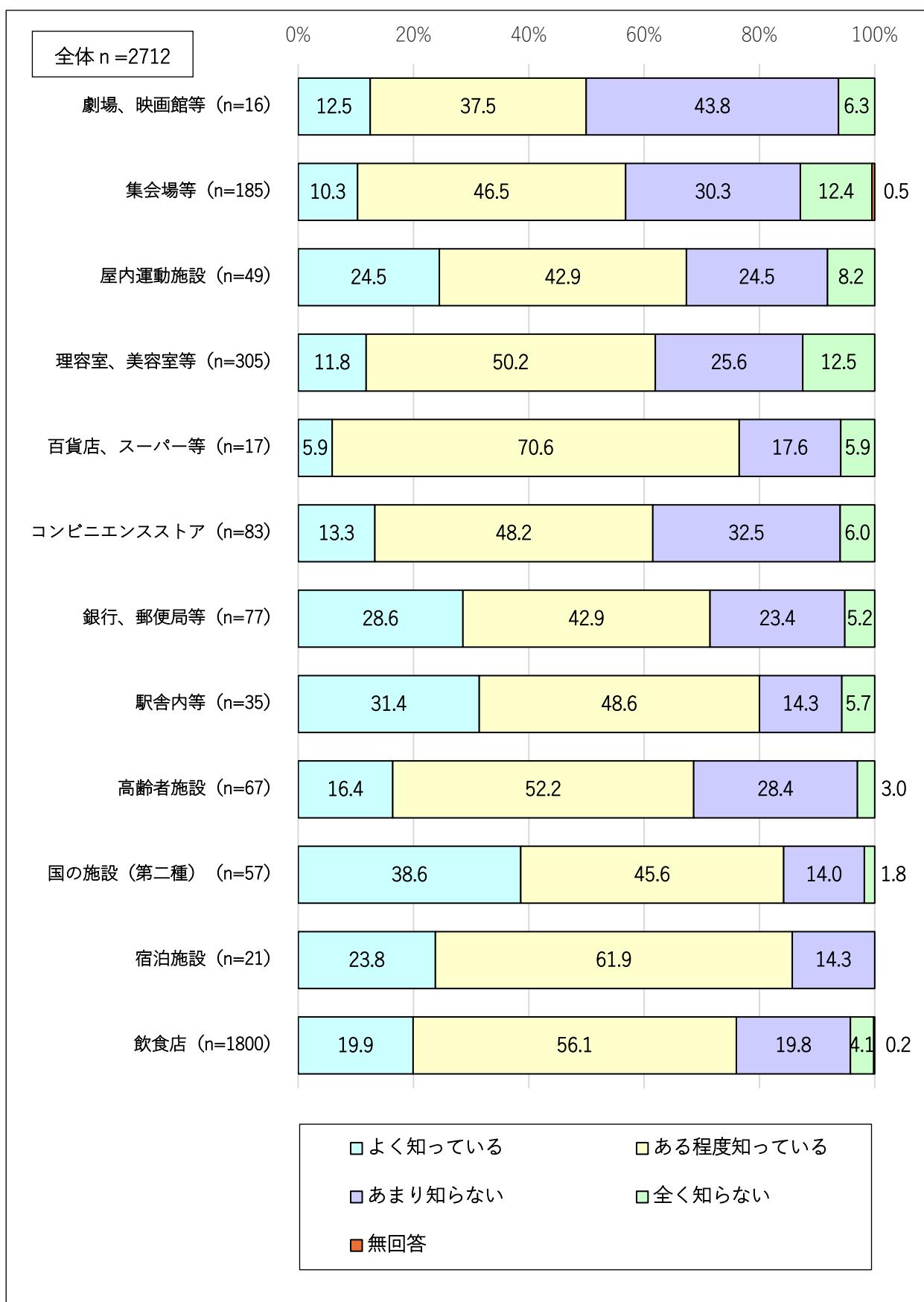
1-3-3 業種区分別回答状況（全体の回答数等）

No.	施設区分	業種区分	対象数 (A)	不時着を 除いた 実質標本数 (B)	回答数 (C)	回答率 (%) (C/B)	対象数に対 する回答率 (%) (C/A)
1	第二種	劇場、映画館等	33	31	16	51.6%	48.5%
2		集会場等	320	315	185	58.7%	57.8%
3		屋内運動施設	114	108	49	45.4%	43.0%
4		理容室、美容室等	770	705	305	43.3%	39.6%
5		百貨店、スーパー等	33	32	17	53.1%	51.5%
6		コンビニエンスストア	195	182	83	45.6%	42.6%
7		銀行、郵便局等	150	143	77	53.8%	51.3%
8		駅舎内等	67	63	35	55.6%	52.2%
9		高齢者施設	152	143	67	46.9%	44.1%
10		国の施設（第二種）	90	88	57	64.8%	63.3%
11		宿泊施設	76	64	21	32.8%	27.6%
12	飲食店	飲食店	5000	4723	1800	38.1%	36.0%
全体			7000	6597	2712	41.1%	38.7%

1-3-4 業種区分別回答状況（健康増進法の改正内容の認知度）

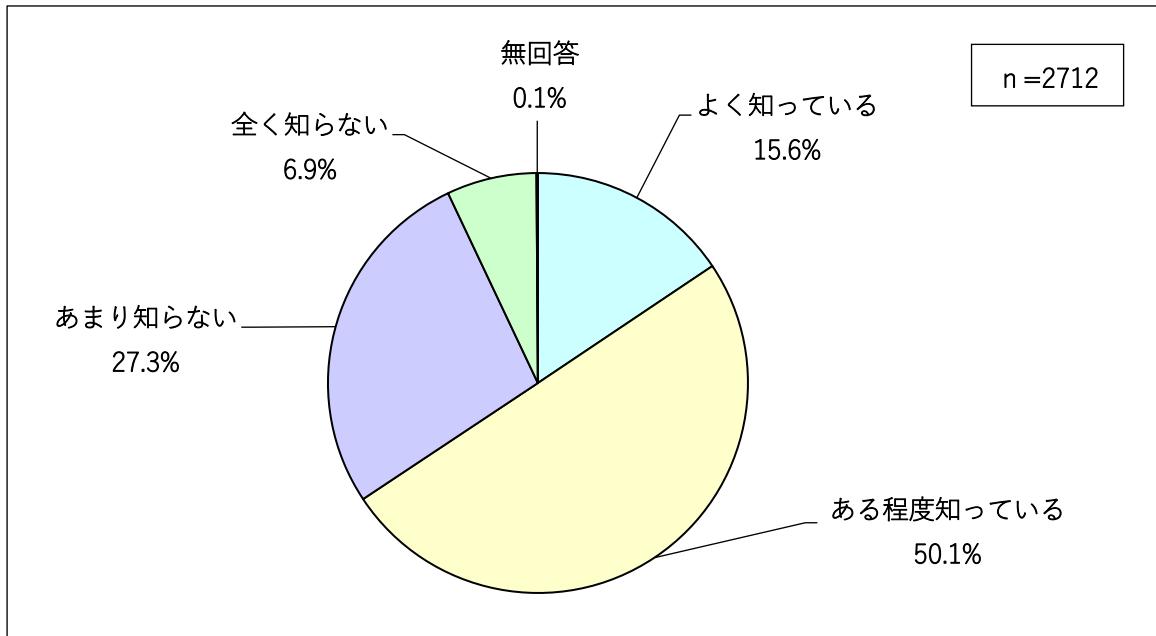
No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	無回答
1	第二種	劇場、映画館等	16	12.5%	37.5%	43.8%	6.3%	0.0%
2		集会場等	185	10.3%	46.5%	30.3%	12.4%	0.5%
3		屋内運動施設	49	24.5%	42.9%	24.5%	8.2%	0.0%
4		理容室、美容室等	305	11.8%	50.2%	25.6%	12.5%	0.0%
5		百貨店、スーパー等	17	5.9%	70.6%	17.6%	5.9%	0.0%
6		コンビニエンスストア	83	13.3%	48.2%	32.5%	6.0%	0.0%
7		銀行、郵便局等	77	28.6%	42.9%	23.4%	5.2%	0.0%
8		駅舎内等	35	31.4%	48.6%	14.3%	5.7%	0.0%
9		高齢者施設	67	16.4%	52.2%	28.4%	3.0%	0.0%
10		国の施設（第二種）	57	38.6%	45.6%	14.0%	1.8%	0.0%
11		宿泊施設	21	23.8%	61.9%	14.3%	0.0%	0.0%
12	飲食店	飲食店	1800	19.9%	56.1%	19.8%	4.1%	0.2%
全体			2712	18.8%	53.5%	21.8%	5.7%	0.1%

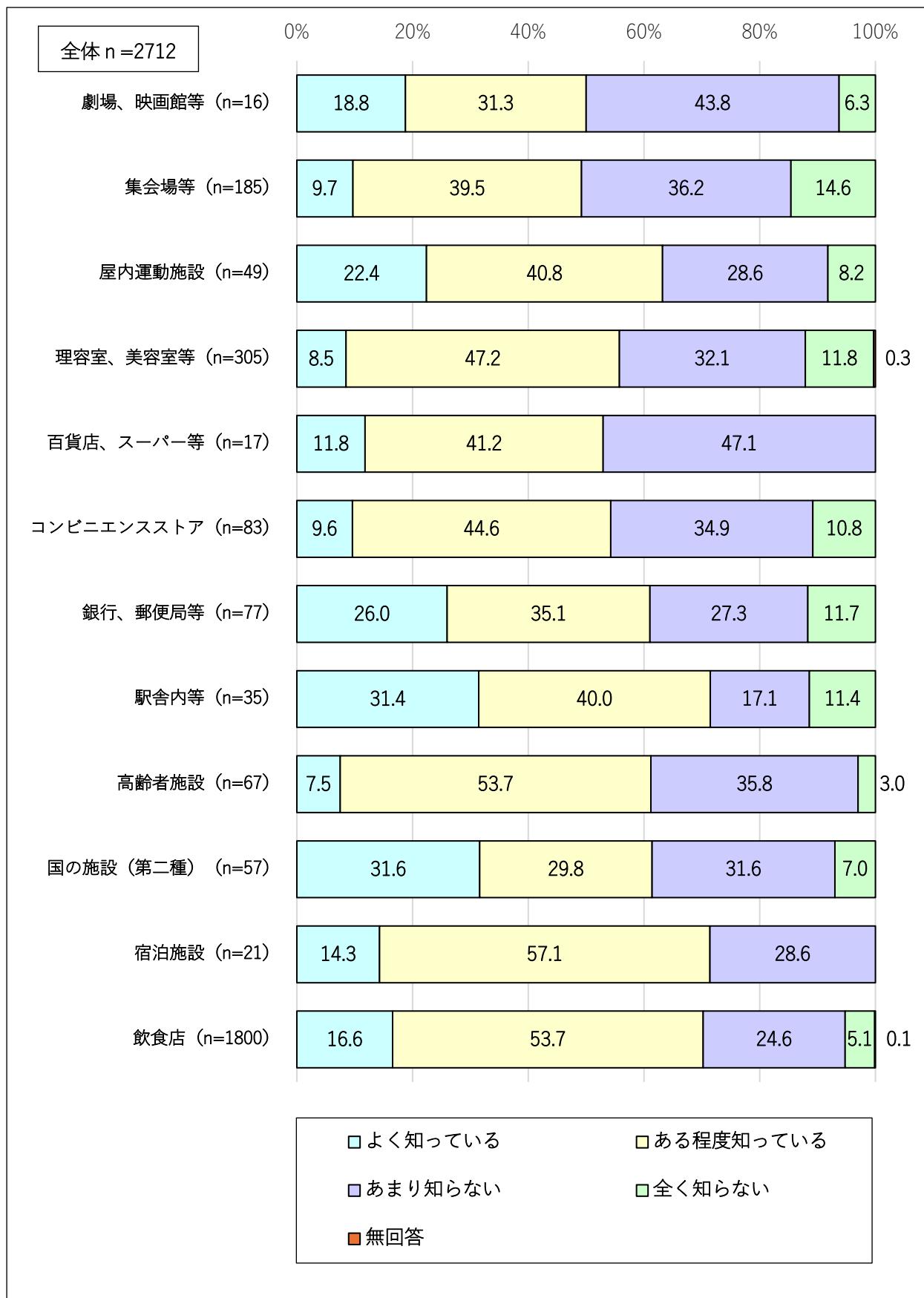




1-3-5 業種区分別回答状況（北海道受動喫煙防止条例の内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	無回答
1	第二種	劇場、映画館等	16	18.8%	31.3%	43.8%	6.3%	0.0%
2		集会場等	185	9.7%	39.5%	36.2%	14.6%	0.0%
3		屋内運動施設	49	22.4%	40.8%	28.6%	8.2%	0.0%
4		理容室、美容室等	305	8.5%	47.2%	32.1%	11.8%	0.3%
5		百貨店、スーパー等	17	11.8%	41.2%	47.1%	0.0%	0.0%
6		コンビニエンスストア	83	9.6%	44.6%	34.9%	10.8%	0.0%
7		銀行、郵便局等	77	26.0%	35.1%	27.3%	11.7%	0.0%
8		駅舎内等	35	31.4%	40.0%	17.1%	11.4%	0.0%
9		高齢者施設	67	7.5%	53.7%	35.8%	3.0%	0.0%
10		国の施設（第二種）	57	31.6%	29.8%	31.6%	7.0%	0.0%
11		宿泊施設	21	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%
12	飲食店	飲食店	1800	16.6%	53.7%	24.6%	5.1%	0.1%
全体			2712	15.6%	50.1%	27.3%	6.9%	0.1%



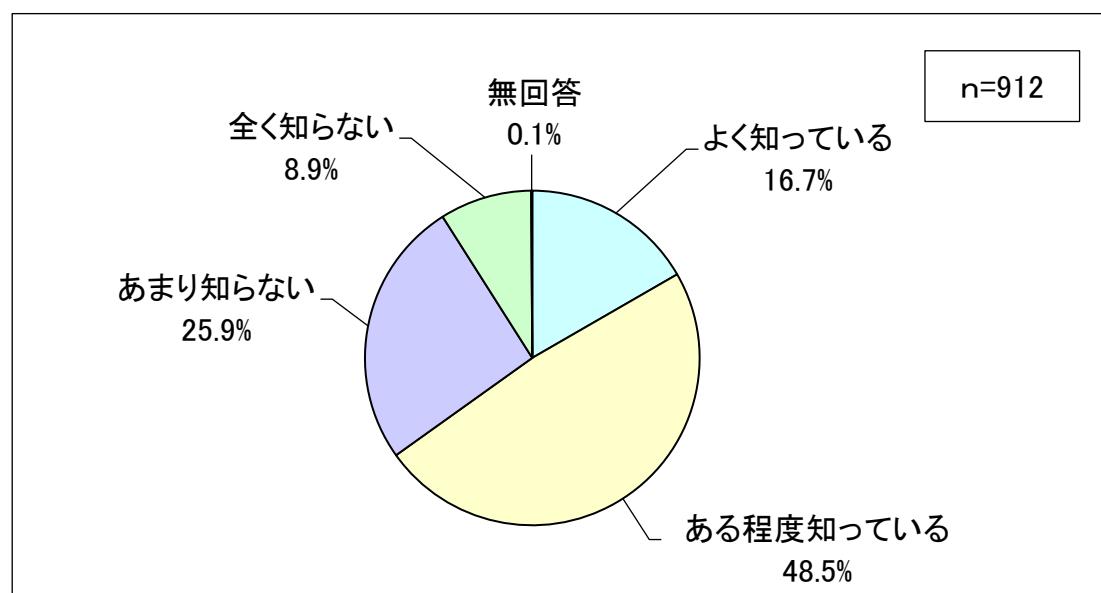


2.調査の結果

2-1 第二種施設（飲食店除く）

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたか。この改正法の内容を知っていますか。（1つに○）

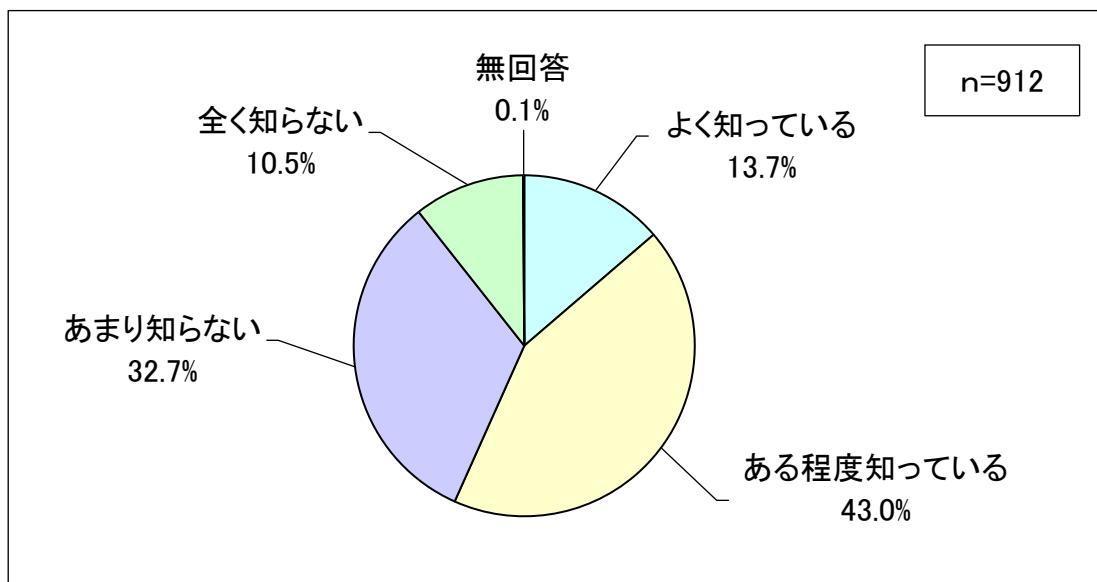
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	152	16.7
2	ある程度知っている	442	48.5
3	あまり知らない	236	25.9
4	全く知らない	81	8.9
	無回答	1	0.1
	全体	912	100.0



健康増進法の改正内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると65.2%であり、約7割が改正法の内容について知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。（1つに○）

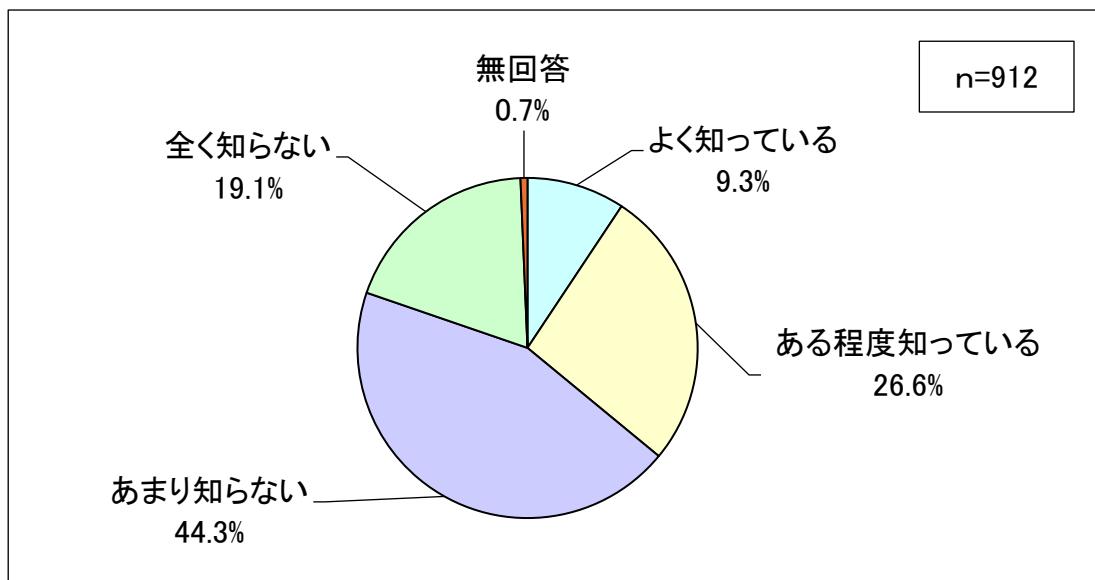
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	125	13.7
2	ある程度知っている	392	43.0
3	あまり知らない	298	32.7
4	全く知らない	96	10.5
	無回答	1	0.1
	全体	912	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると56.7%であり、約6割が条例の内容について知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関する情報提供を行っていることを知っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリーネーム	n	%
1	よく知っている	85	9.3
2	ある程度知っている	243	26.6
3	あまり知らない	404	44.3
4	全く知らない	174	19.1
	無回答	6	0.7
	全体	912	100.0

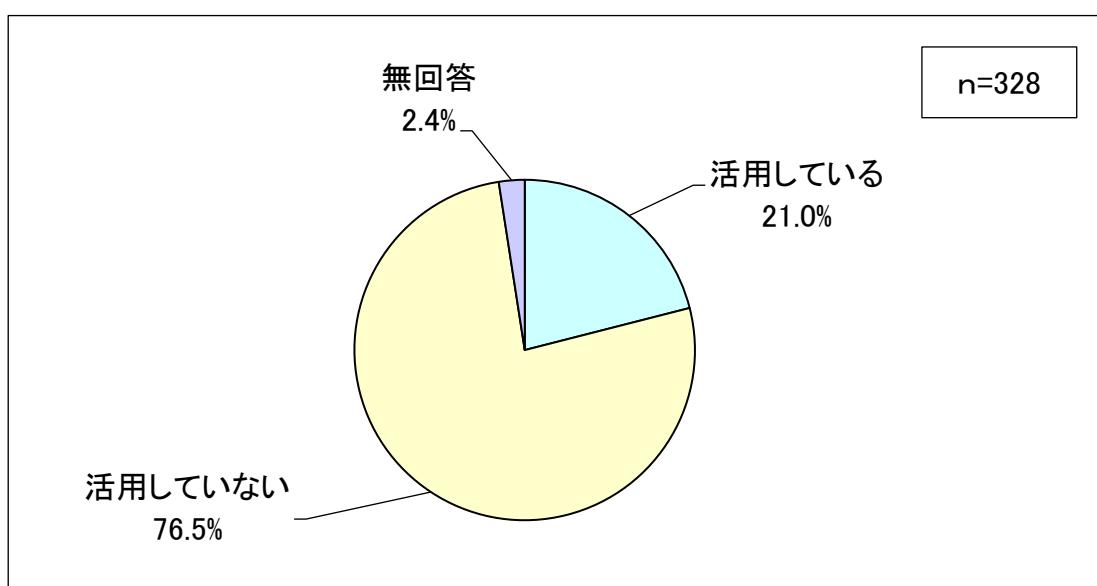


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると63.4%であり、6割以上がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします。

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。（1つに○）

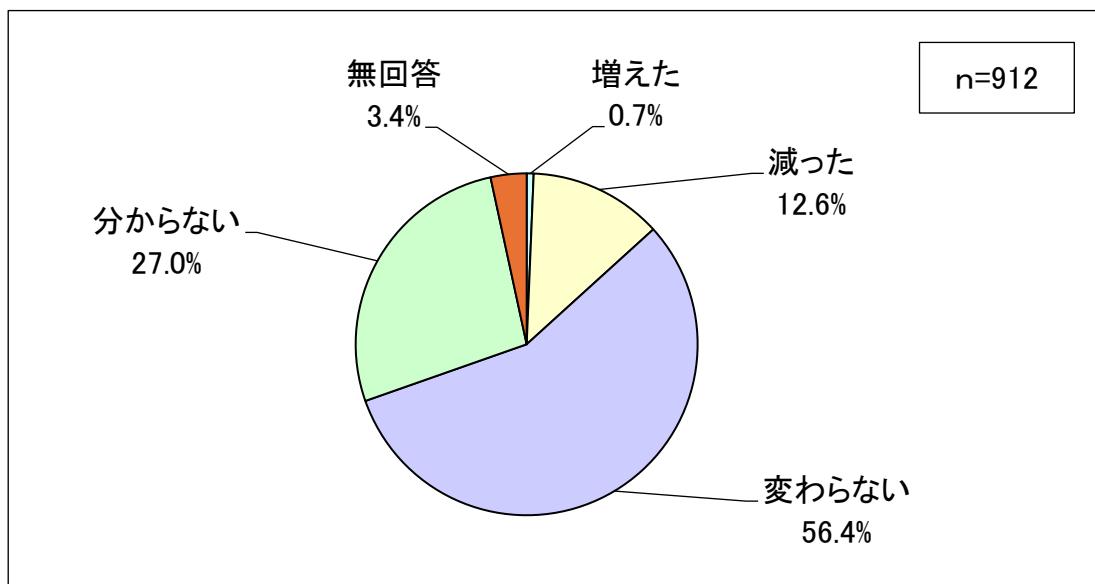
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	69	21.0
2	活用していない	251	76.5
	無回答	8	2.4
	全体	328	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトで受動喫煙防止対策の情報提供を行っていることについて「よく知っている・ある程度知っている」と回答した方を対象に、活用状況について聞いたところ「活用していない」の割合は76.5%であり、約8割が活用していないと回答した。

問5 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用者数に変化がありましたか。（1つに○）

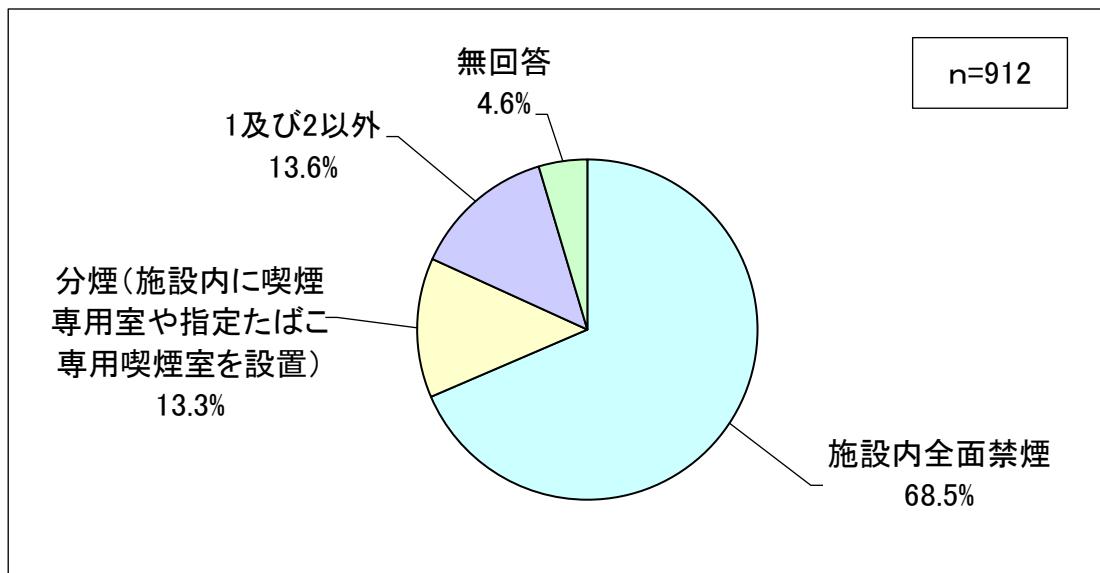
No.	カテゴリー名	n	%
1	増えた	6	0.7
2	減った	115	12.6
3	変わらない	514	56.4
4	分からない	246	27.0
	無回答	31	3.4
	全体	912	100.0



健康増進法の改正及び受動喫煙防止条例の制定により利用者数の変化について「変わらない」の割合は56.4%と最も高く、5割以上が変わらないと回答した。

問6 貴施設における『屋内』の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

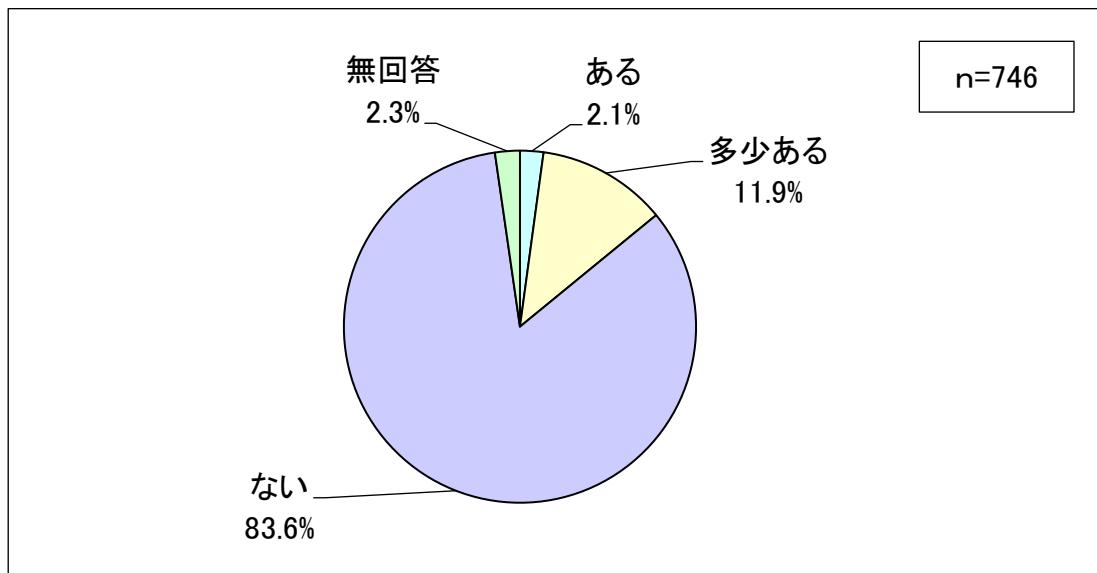
No.	カテゴリー名	n	%
1	施設内全面禁煙	625	68.5
2	分煙(施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)	121	13.3
3	1及び2以外	124	13.6
	無回答	42	4.6
	全体	912	100.0



施設内における『屋内』の喫煙環境について「施設内全面禁煙」の割合は 68.5% であり、約 7 割が施設内を全面禁煙していると回答した。

- ◆問6で「1. 施設内全面禁煙」、「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。
- 問7 利用者から施設内でたばこを吸えないことについての苦情はありますか。
(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	16	2.1
2	多少ある	89	11.9
3	ない	624	83.6
	無回答	17	2.3
	全体	746	100.0

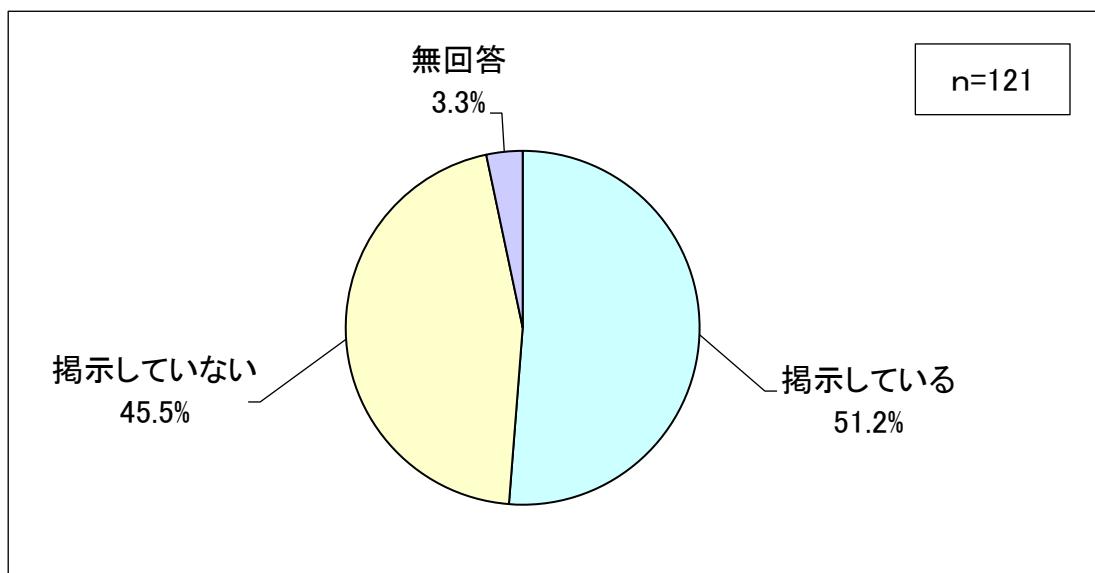


施設内全面禁煙・分煙対策を行っている施設を対象に、利用者からの苦情状況について聞いたところ、苦情が「ない」の割合は83.6%であり、8割以上が苦情はないと回答した。

◆問6で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問8 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	62	51.2
2	掲示していない	55	45.5
	無回答	4	3.3
	全体	121	100.0



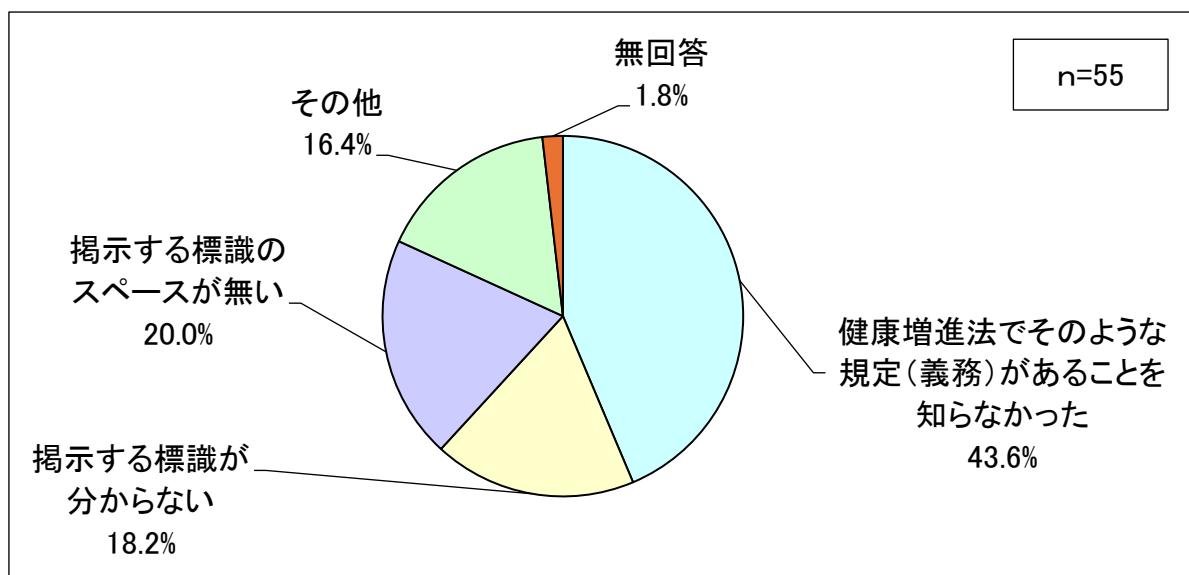
分煙対策を行っている施設を対象に、標識の掲示について聞いたところ「掲示している」は51.2%、「掲示していない」は45.5%であった。

◆問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問9 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない主な理由はなんですか。

(1つに○)

No.	カテゴリーナンバー	n	%
1	健康増進法でそのような規定(義務)があることを知らなかった	24	43.6
2	掲示する標識が分からぬ	10	18.2
3	掲示する標識のスペースが無い	11	20.0
4	その他	9	16.4
	無回答	1	1.8
	全体	55	100.0

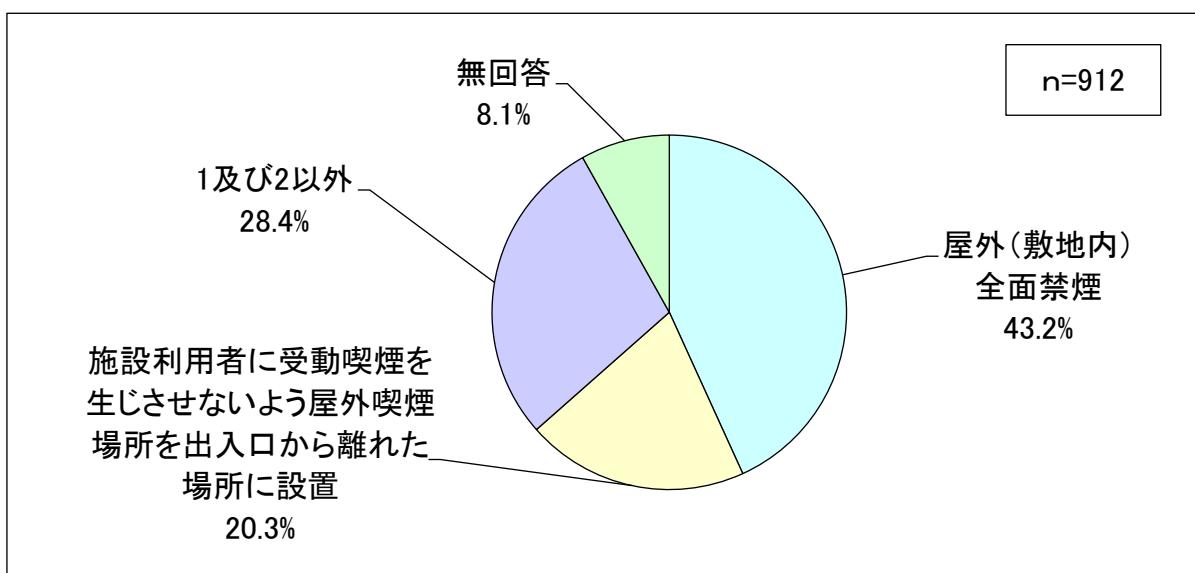


標識（喫煙専用室等設置）の掲示していない施設を対象に、掲示していない理由について聞いたところ「知らなかった」の割合は43.6%と最も高く、次いで「スペースが無い」20.0%、「分からぬ」18.2%、「その他」16.4%の順であった。

他の主な回答については、「掲示しなくても建物内で喫煙する人がいない」、「専用の客室の為、予約時に希望を確認できる」、「掲示がなくとも分かる位置にある」等。

問10 貴施設における『屋外（敷地内）』の喫煙環境の内容をお答えください。
(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	屋外(敷地内)全面禁煙	394	43.2
2	施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	185	20.3
3	1及び2以外	259	28.4
	無回答	74	8.1
	全体	912	100.0

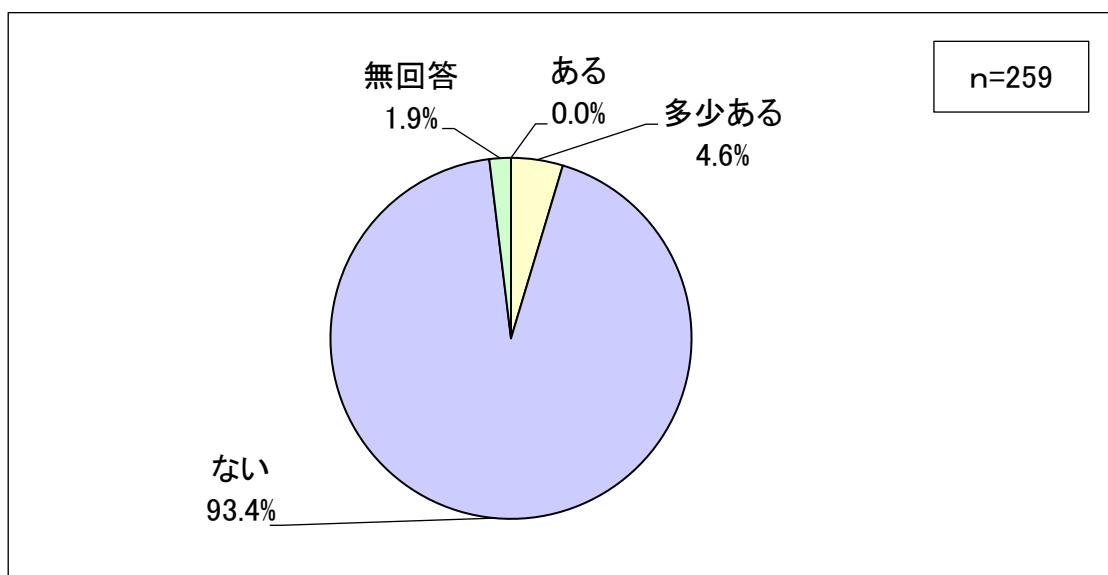


施設における『屋外（敷地内）』の喫煙環境について「屋外（敷地内）全面禁煙」の割合は43.2%であり、4割以上が屋外を含む敷地内全面禁煙と回答した。

◆問10で「3. 1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問11 この1年間で、利用者からたばこの煙についての苦情はありますか。
(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	0	0.0
2	多少ある	12	4.6
3	ない	242	93.4
	無回答	5	1.9
	全体	259	100.0

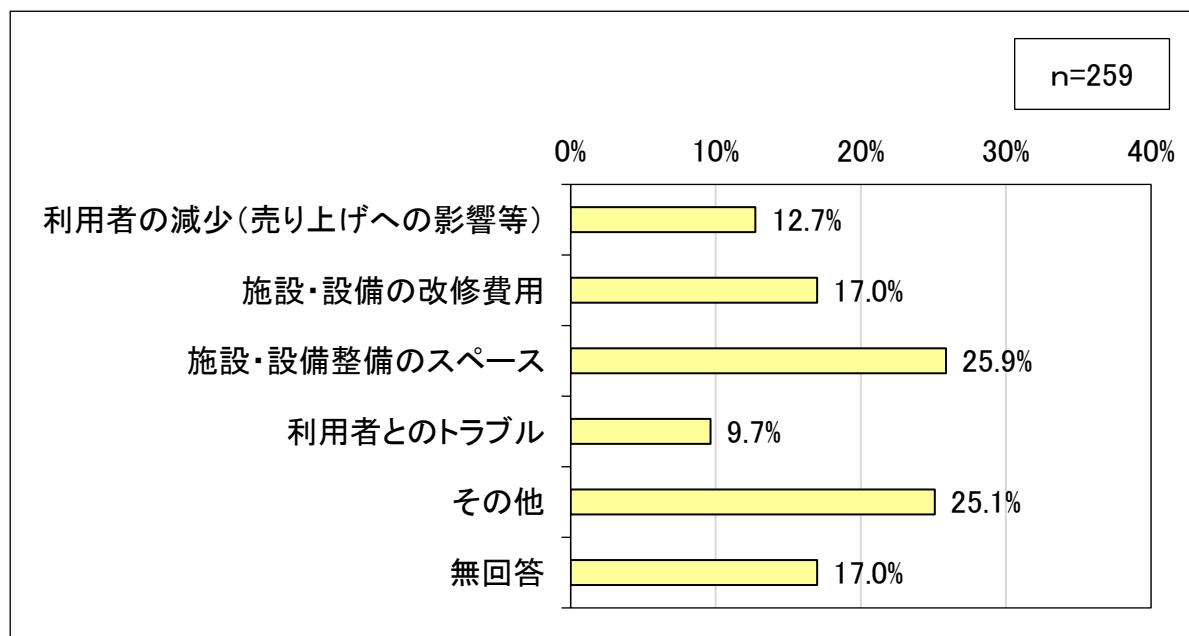


「屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置」以外の施設を対象に、利用者からたばこの煙に関する苦情状況について聞いたところ、苦情が「ない」の割合は93.4%であり、9割以上が苦情はないと回答した。

◆問10で「3. 1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問12 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。
(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用者の減少(売り上げへの影響等)	33	12.7
2	施設・設備の改修費用	44	17.0
3	施設・設備整備のスペース	67	25.9
4	利用者とのトラブル	25	9.7
5	その他	65	25.1
	無回答	44	17.0
	全体	259	100.0



「屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置」以外の施設を対象に、受動喫煙防止対策を取り組む上での課題について聞いたところ「施設・設備整備のスペース」の割合は25.9%と最も高く、次いで「その他」25.1%、「施設・設備の改修費用」17.0%、「利用者の減少（売り上げへの影響）」12.7%の順であった。

他の主な回答については、「当施設御利用者は、敷地内で喫煙をされる方はいないが、駐車場で自分の車の中で喫煙をされる方はいる」、「規制対象外のため、もっと抜け道をなくす強化が必要」、「ほとんど喫煙する人がいない」等。

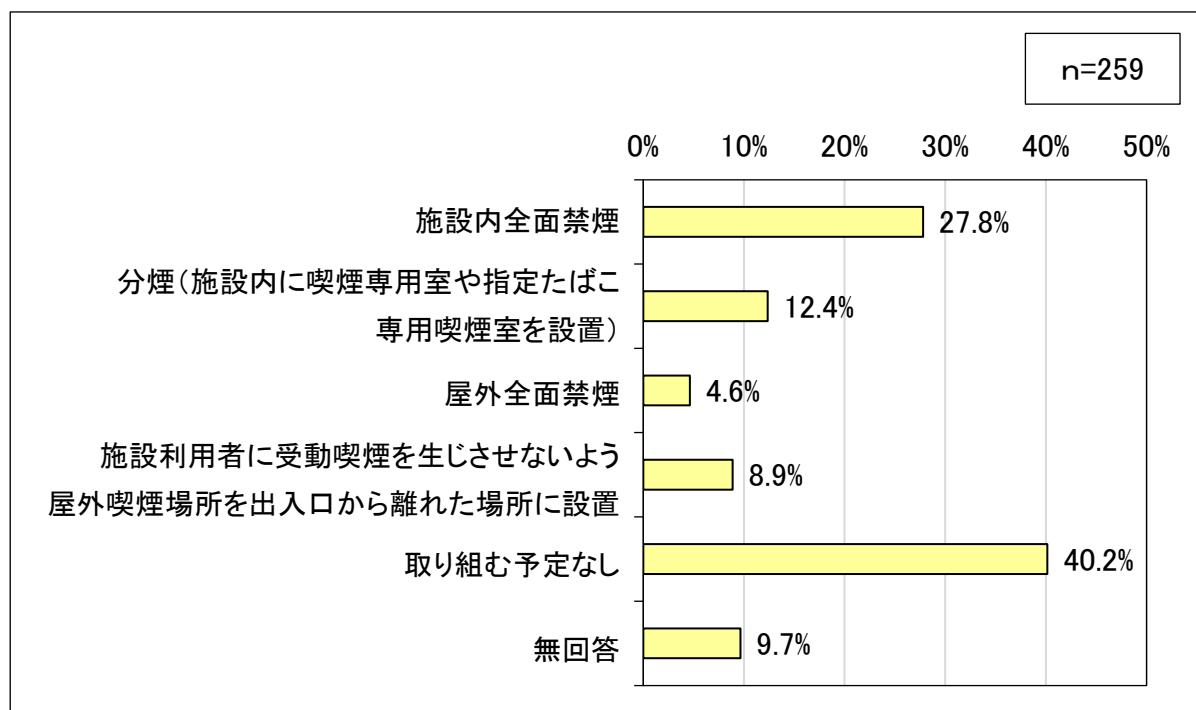
◆問10で「3. 1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問13 貴施設では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。

なお、道条例では、屋外に喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないよう設置場所に配慮することとしていますので、ご協力をお願いします。

(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	施設内全面禁煙	72	27.8
2	分煙(施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置)	32	12.4
3	屋外全面禁煙	12	4.6
4	施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	23	8.9
5	取り組む予定なし	104	40.2
	無回答	25	9.7
	全体	259	100.0



「屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置」以外の施設を対象に、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定について聞いたところ「取り組む予定なし」の割合は40.2%と最も高く、次いで「施設内全面禁煙」27.8%、「分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）」12.4%、「施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置」8.9%の順であった。

問14 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、108の施設から意見が寄せられた。
主な意見は次の通り。

■劇場等

○規制・罰則の強化

- ・防止だと禁止ではないので気にしない人は関係がないと思ってしまう。飲食店以外の会社（事務所）でも罰則を設けてしまう方が良い。

○対応の難しさ

- ・個人的に、受動喫煙が非常に苦痛で避けるように努めています。最近は、喫煙者数が減っているようで、受動喫煙に関して気になることはあまりなくなりました。しかし、飲食店（特に夜のお店）では、なかなか徹底するのは難しいようでお店に行くのを躊躇することがあります。

■冠婚葬祭

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・当施設内での禁煙には協力していただいていますが、玄関前の歩道から歩行喫煙した人のタバコの吸い殻がほぼ毎日捨ててあります。誰が吸って捨てたのかわかりませんが、とても困っています。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・標識掲示の義務について勉強になりました。早急に掲示する様、改善します。

○規制緩和

- ・団体・企業としての考え方と異なると思いますが、「分煙」に関してもう少し軽くした方が良いのではないか。例えば、建物が2階建の場合、1階、2階と専用喫煙を設けても良いなど。

○広報・周知の強化

- ・喫煙者自体が相当減ってはいるが、屋外では未だ歩きたばこ等周辺に配慮しない喫煙が見受けられる。現代では格好悪いことという啓発をもっとすべき。
- ・禁止について更にご協力を得られるよう、分かりやすいポスター等の掲示を考えていきます。

○対応の難しさ

- ・タバコを販売しているので仕方ない部分がある様に思いますが、周りの人々は、喫煙所などから出てくる人々から強めにニオイがするのが不快に感じるところでは言われることが多いです。

■屋内スポーツ施設

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・施設屋内外全面禁煙により、車内喫煙が増えている。また、建物の影などで喫煙し、吸い殻が雪解けに目立つ。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・利用者の中には喫煙習慣がある者も居て、敷地内全面禁煙と知ると駐車場内の自車内で喫煙する者が散見されるが、自車内に限ってであれば注意まではしない。令和2年3月から施設内禁煙としたが、建物入口前で喫煙する者があり、受動喫煙のリスクが無視出来なかった事から、翌令和3年4月から敷地内全面禁煙とした。(半年前から広報)

○対応の難しさ

- ・健康施設である為、禁煙についてお客様の理解は頂いていますが、従業員の喫煙者については休憩中の制限は弱い。(会社ルールは禁煙ですが、あくまでも休憩中は推奨。)

○規制・罰則の強化

- ・敷地内全面禁煙としても、近隣歩道上や駐車場内で喫煙している現状で、利用者のマナー向上が求められる。また、必ず吸い殻もポイ捨てされるので、罰則を定めてほしい。

■理容所

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・飲食店やビルの外に灰皿を置いての喫煙が目立ちます。あれはやめて欲しい。子供が吸ってむせるから。
- ・私はタバコを吸いませんので、口頭で禁煙をお願いしております。
- ・換気に気を付けてます。

○広報・周知の強化

- ・なかなか仕事をしていて、条例などの変更や新しいものが加わって店舗などを対象とするものに気付けないときがあるので何かの形でお知らせなどあつたら助かります。

○規制・罰則の強化

- ・未だに歩きたばこ、ポイ捨てが多い。店舗前には常に捨てられている。タバコを吸う方達一人一人に自覚をもってもらえるよう、職場などで教育、法律を作つてほしい。
- ・歩きタバコ禁止したい。

■コンビニ等

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・受動喫煙は「望まない健康被害」であり、個人の自由と公共の福祉のバランスを取ることが不可欠です。

○規制・罰則の強化

- ・喫煙者のマナー・モラルが悪い。条例だけではなく、罰則のある策があると良い。

■銀行等

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・当社は吸わない人が多い。北海道のきれいな空気の施設推進事業も先日登録しました。吸わない私の意見として、屋外で吸う方が多くなり、(屋内禁煙が多くなり)風の向きでタバコの煙があたったり、ニオイがきたり、タバコの吸い殻も道路上に多数落ちている。ただ、禁煙だけかかげてもタバコを吸っている方のモラル・マナーはなおらないと思います。極論、タバコ撲滅しかないと思います。百害あって一利なしですから。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・2025年4月に東京から転勤で参りましたが、飲食店で喫煙ができるところが圧倒的に多いです。また屋外での喫煙者も多く、東京と比べても圧倒的に遅れていると言わざるを得ない状況です。是非、受動喫煙防止に努めていただければと思います。
- ・職場、施設は全面禁煙にしましょう。

○対応の難しさ

- ・屋外は規制対象外であり、独自に全面禁煙とできない。消防署員でさえ守つておらず、地方では守られていない。外だから良いとの考え方根付いている。こっちは税金を払っている高額納税者だなど、全く理解が進んでいない。

■駅等

○対応の難しさ

- ・新千歳空港の喫煙スペースの利用者が多く、人数に見合ってないとお声をたまに聞く。

■高齢者施設

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・引き続き強力に禁煙をすすめてほしいです。

○広報・周知の強化

- ・もっと皆が理解出来る様、伝えた方が良い。

○対応の難しさ

- ・利用者は吸っていません。職員はマイカー内で吸う方がいます。
- ・敷地、建物は賃貸で決して広くはないので、新たに建物などに設置するのは難しい。自分は喫煙者ではないので、健康面、防災面（火災等）を考えると、禁煙にしていただけといいと思うのですが、嗜好と考えるとそうはいきません。電子タバコの方も半分くらいおりますが、電子タバコも副流煙があるのでしょうか。

■国の機関

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・禁煙の環境整備は大切なことだが、喫煙する方の環境の整備もしてもよいと思います。

○広報・周知の強化

- ・居酒屋などで分煙が進んでいないように感じますので、対策の強化をお願いしたい。

■ホテル

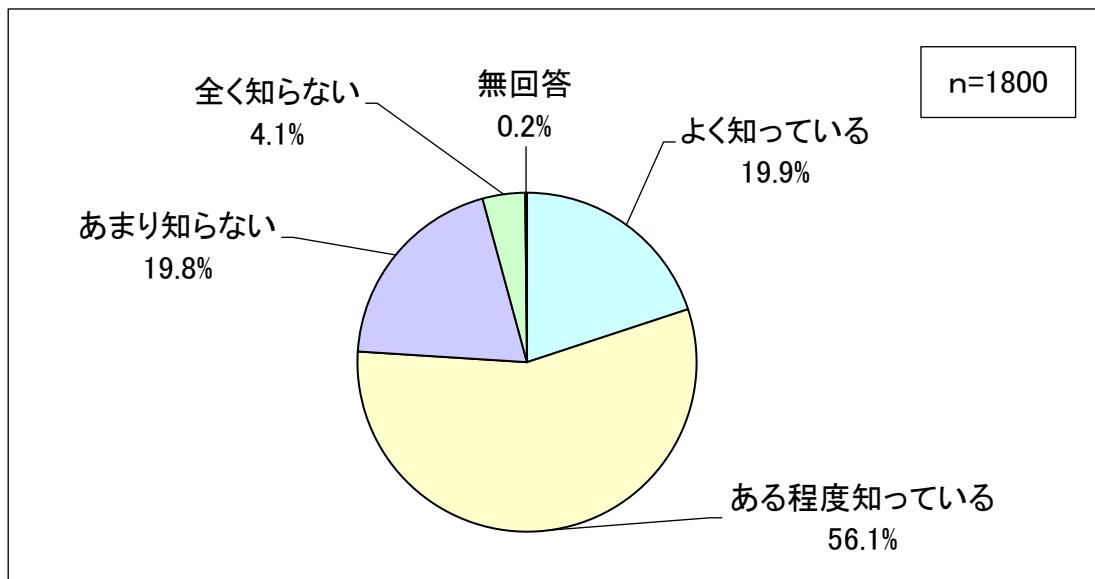
○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・喫煙者も考えておられ、人目につかない所で吸っているのか、外国人のほとんどの方は見たことがありません。

2-2 飲食店

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。（1つに○）

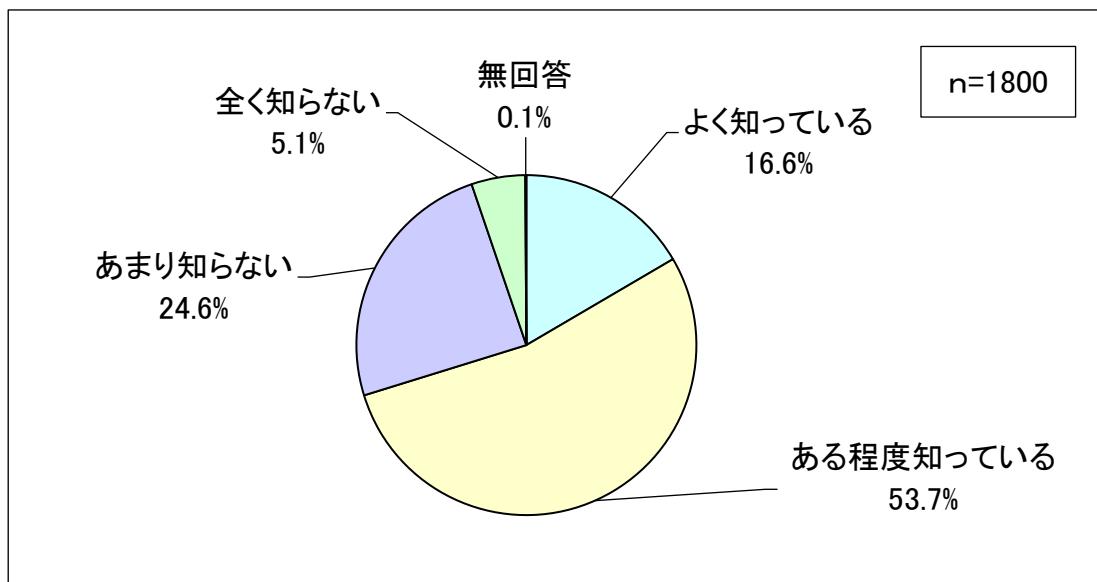
No.	カテゴリーネーム	n	%
1	よく知っている	359	19.9
2	ある程度知っている	1009	56.1
3	あまり知らない	356	19.8
4	全く知らない	73	4.1
	無回答	3	0.2
	全体	1800	100.0



健康増進法の改正内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると76.0%であり、約8割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。（1つに○）

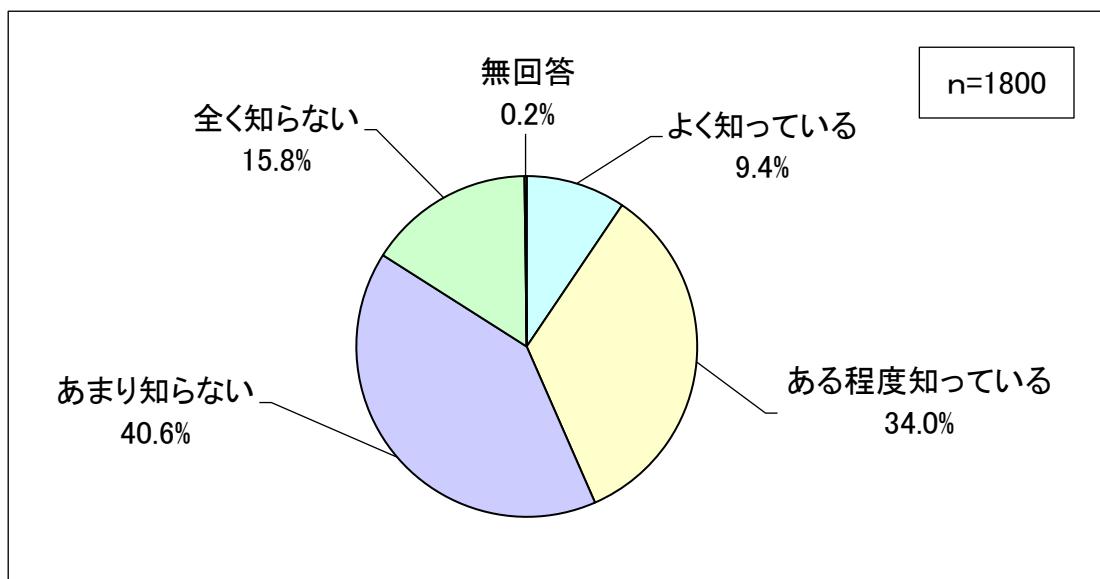
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	298	16.6
2	ある程度知っている	966	53.7
3	あまり知らない	442	24.6
4	全く知らない	92	5.1
	無回答	2	0.1
	全体	1800	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると70.3%であり、7割以上が条例の内容について知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関する情報提供を行っていることを知っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリ一名	n	%
1	よく知っている	170	9.4
2	ある程度知っている	612	34.0
3	あまり知らない	730	40.6
4	全く知らない	284	15.8
	無回答	4	0.2
	全体	1800	100.0

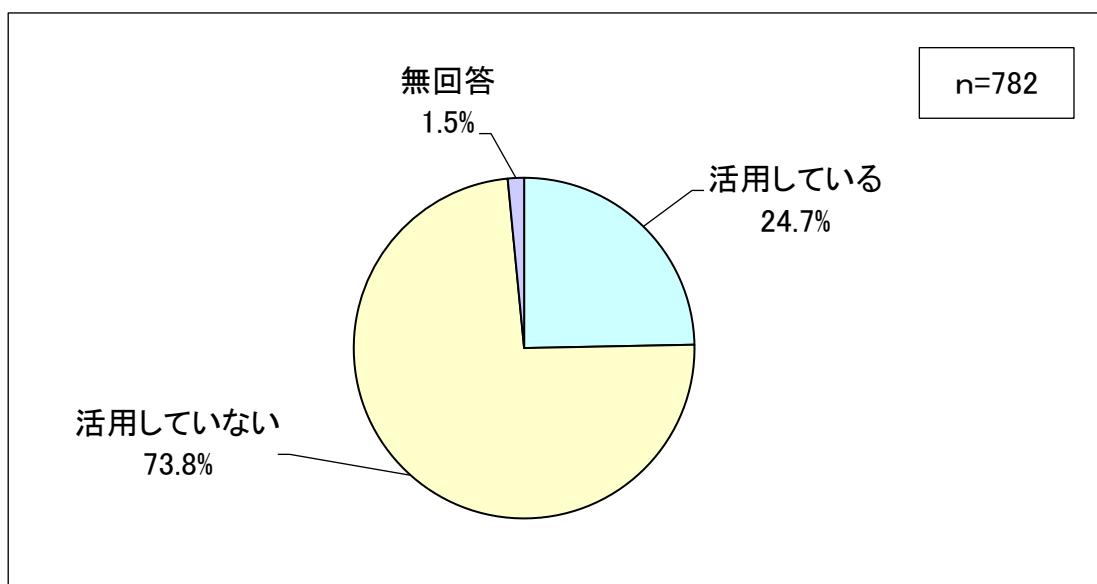


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると56.4%であり、約6割がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします。

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。（1つに○）

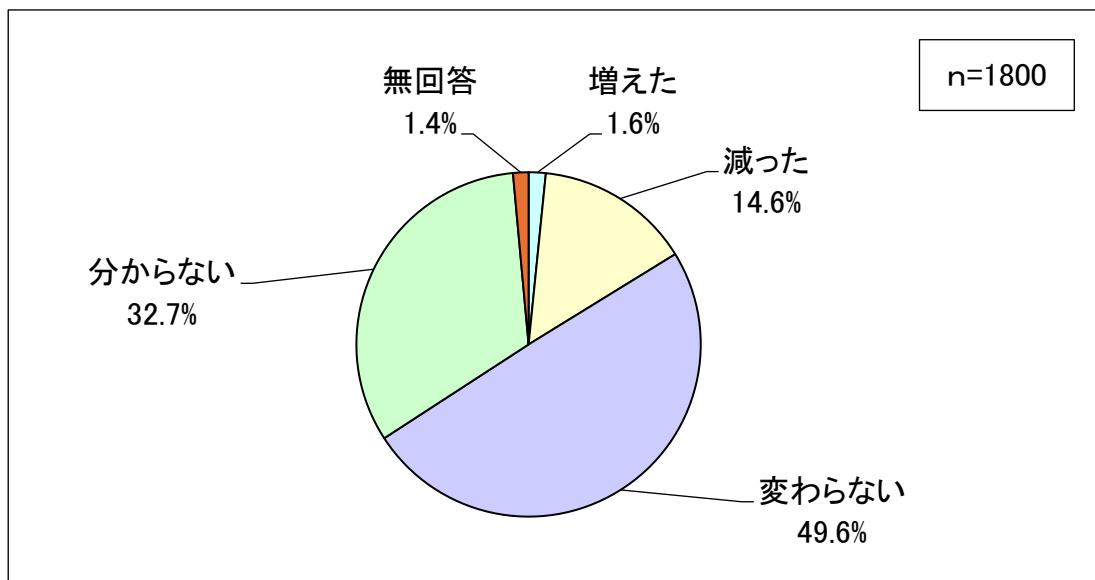
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	193	24.7
2	活用していない	577	73.8
	無回答	12	1.5
	全体	782	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトで受動喫煙防止対策の情報提供を行っていることについて「よく知っている・ある程度知っている」と回答した方を対象に、活用状況を聞いたところ「活用していない」の割合は73.8%であり、7割以上が活用していないと回答した。

問5 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用者数に変化がありましたか。（1つに○）

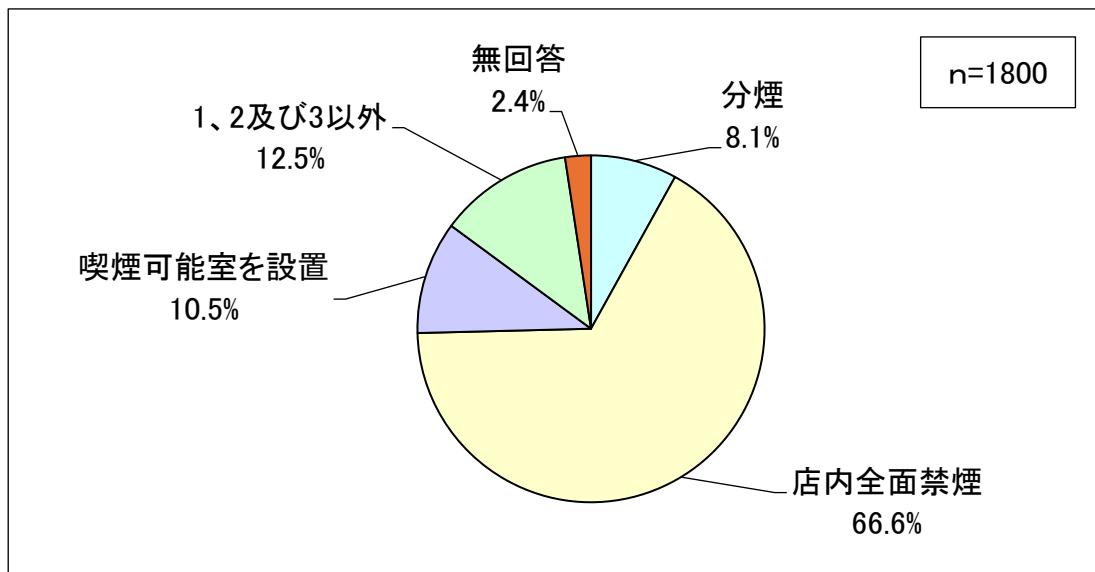
No.	カテゴリー名	n	%
1	増えた	29	1.6
2	減った	263	14.6
3	変わらない	893	49.6
4	分からない	589	32.7
	無回答	26	1.4
	全体	1800	100.0



健康増進法の改正及び受動喫煙防止条例の制定により利用者数の変化について「変わらない」の割合は49.6%と最も高く、約5割が変わらないと回答した。

問6 貴施設における『屋内』の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	分煙	145	8.1
2	店内全面禁煙	1198	66.6
3	喫煙可能室を設置	189	10.5
4	1、2及び3以外	225	12.5
	無回答	43	2.4
	全体	1800	100.0

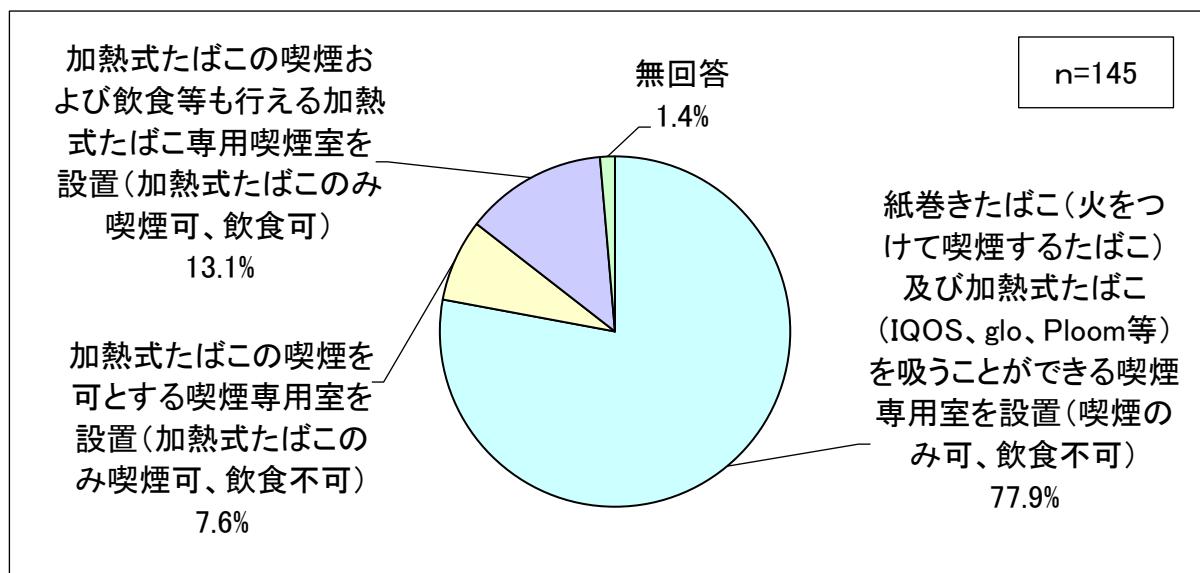


施設内における『屋内』の喫煙環境について「店内全面禁煙」の割合は 66.6%と最も高く、約 7 割が店内全面禁煙にしていると回答した。

◆問6で「1. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 貴店における分煙環境についてお答え下さい。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	紙巻きたばこ(火をつけて喫煙するたばこ)及び加熱式たばこ(IQOS、glo、Ploom等)を吸うことができる喫煙専用室を設置(喫煙のみ可、飲食不可)	113	77.9
2	加熱式たばこの喫煙を可とする喫煙専用室を設置(加熱式たばこのみ喫煙可、飲食不可)	11	7.6
3	加熱式たばこの喫煙および飲食等も行える加熱式たばこ専用喫煙室を設置(加熱式たばこのみ喫煙可、飲食可)	19	13.1
	無回答	2	1.4
	全体	145	100.0

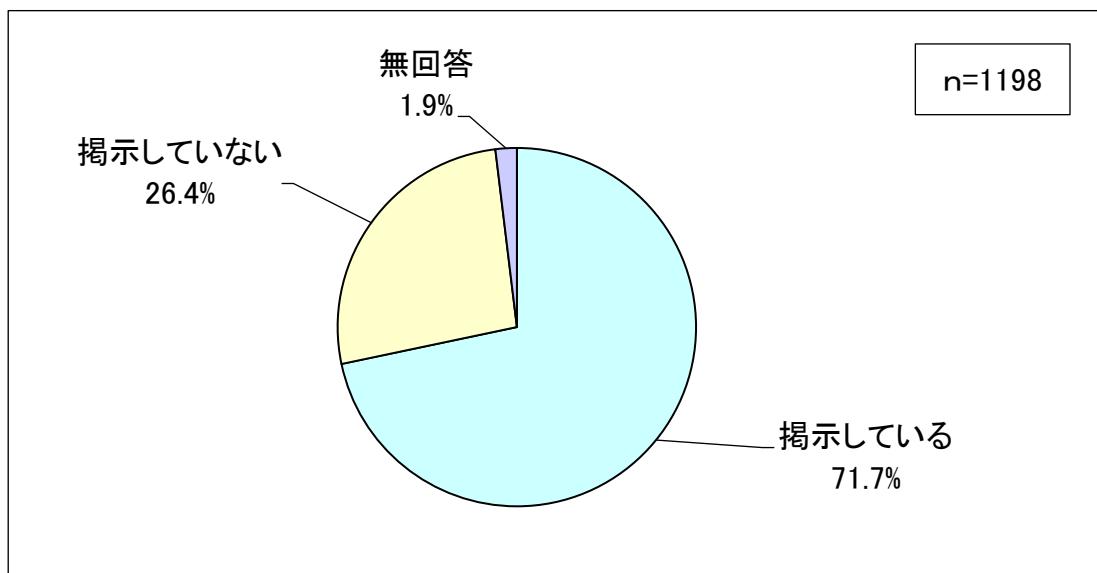


分煙対策を行っている店を対象に、分煙環境について聞いたところ「紙巻きたばこ及び加熱式たばこを吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）」の割合は77.9%と最も高く、約8割が紙巻きたばこ及び加熱式たばこを吸うことができる喫煙専用室を設置していると回答した。

◆問6で「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問8 道条例では、出入口の見やすい箇所に禁煙標識（ステッカー等）を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	859	71.7
2	掲示していない	316	26.4
	無回答	23	1.9
	全体	1198	100.0

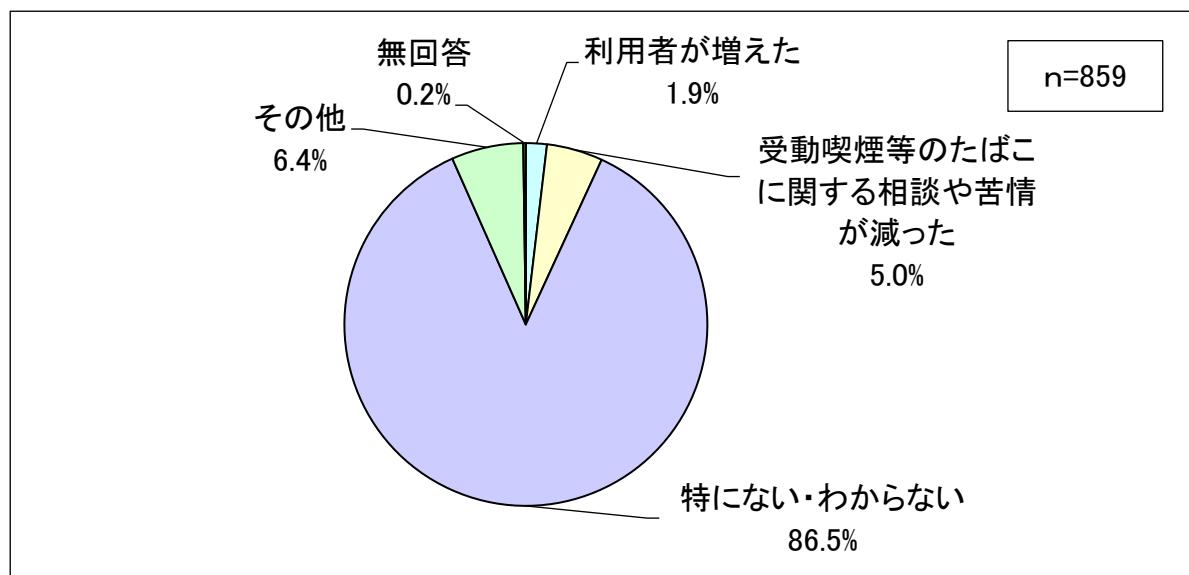


店内全面禁煙を行っている店を対象に、禁煙標識の掲示について聞いたところ
「掲示している」の割合は 71.7% であり、7 割以上が掲示していると回答した。

◆問8で「1. 掲示している」と回答した方にお聞きします。

問9 禁煙標識を掲示していたことにより、貴店に主にどのような効果がありましたか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用者が増えた	16	1.9
2	受動喫煙等のたばこに関する相談や苦情が減った	43	5.0
3	特にない・わからない	743	86.5
4	その他	55	6.4
	無回答	2	0.2
	全体	859	100.0



禁煙標識を掲示している店を対象に、掲示している効果について聞いたところ「特にない・わからない」の割合は86.5%と最も高く、約9割が特にない・わからないと回答した。

その他の主な回答については、「利用者が減った」、「提示していても、吸えるのかと聞かれことが多い」、「もともと禁煙のため変化なし」等。

◆問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。
問10 禁煙標識を掲示していない理由はなんですか。次の「記入欄」にお書きください。
主な回答については、次の通り。(回答数 293)

● 「道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった」趣旨の意見 53件
〈主な記載〉

「店内には掲示しているが、出入口には掲示することがわからなかつた」、「掲示義務ということを知らなかつた。以前掲示していたが、改装を機にまだ取り付けていない」等

● 「掲示する標識（ステッカー等）が手元にない」趣旨の意見 55件
〈主な記載〉
「ステッカーの存在を知らない」、「劣化したので剥がした」、「店内に置きタイプを数か所置いている」等

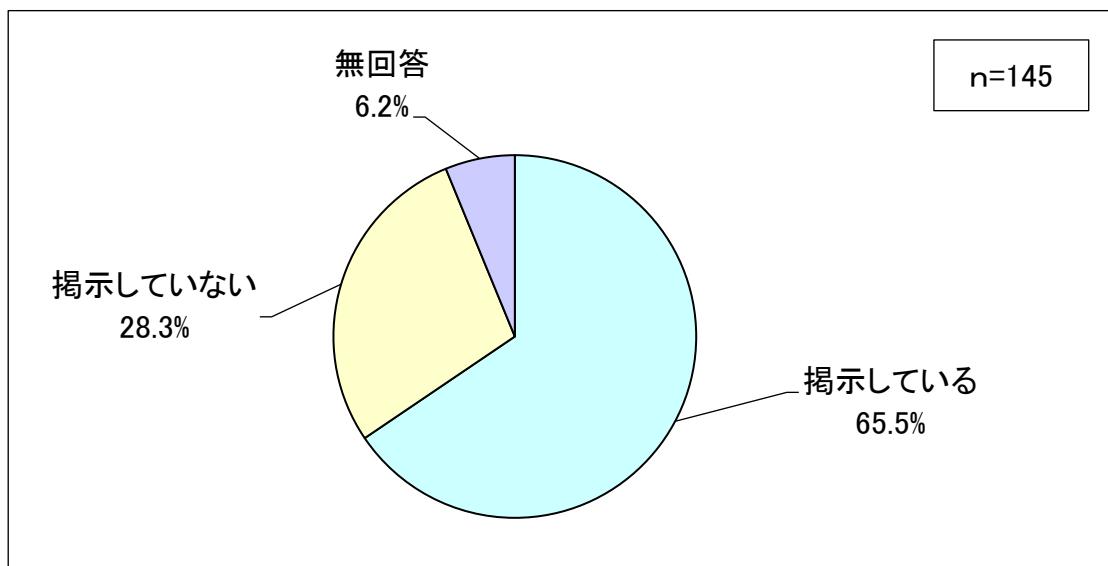
● 「掲示する標識がなくても店内でたばこを吸う人がいない」趣旨の意見 41件
〈主な記載〉
「お客様が理解している」、「店内での喫煙を求められたことがない」、「提示せざとも、店内（施設内）の禁煙が浸透しているため」等

● その他意見 144件
〈主な記載〉
「口頭で伝えている」、「景観の観点から標識（ステッカー）を貼りたくない」、「テイクアウトのため」、「喫煙スペースがない」、「掲示する必要を感じない」等

◆問7を回答した方にお聞きします。

問11 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	95	65.5
2	掲示していない	41	28.3
	無回答	9	6.2
	全体	145	100.0



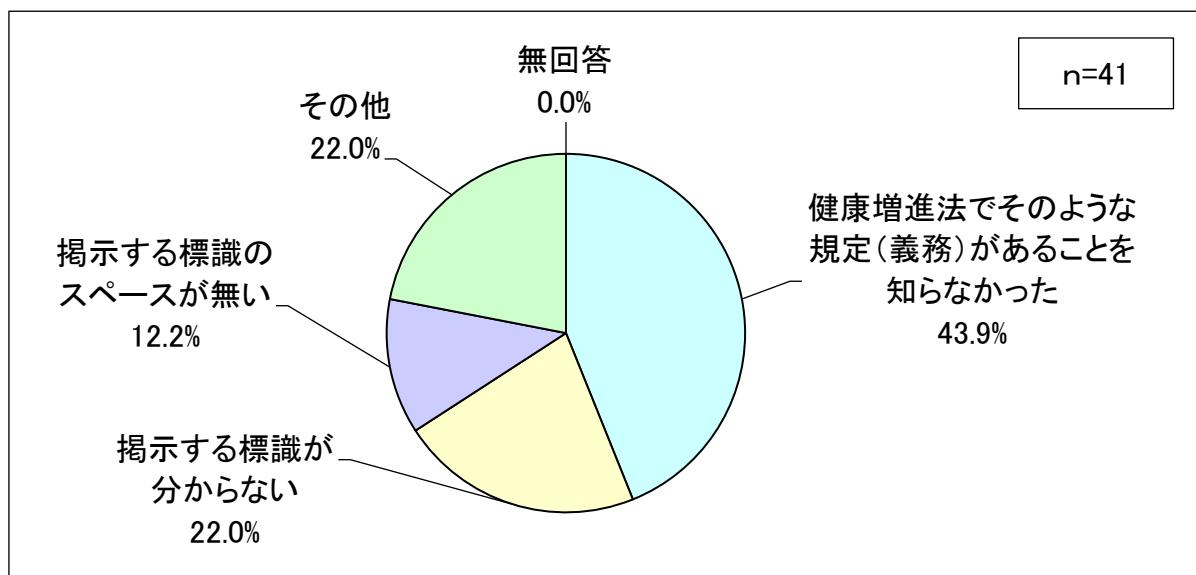
分煙対策を行っている店を対象に、喫煙専用室等の設置に関する標識の掲示について聞いたところ「掲示している」の割合は65.5%であり、6割以上が掲示していると回答した。

◆問11で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問12 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない理由はなんですか。

(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	健康増進法でそのような規定(義務)があることを知らなかった	18	43.9
2	掲示する標識が分からぬ	9	22.0
3	掲示する標識のスペースが無い	5	12.2
4	その他	9	22.0
	無回答	0	0.0
	全体	41	100.0

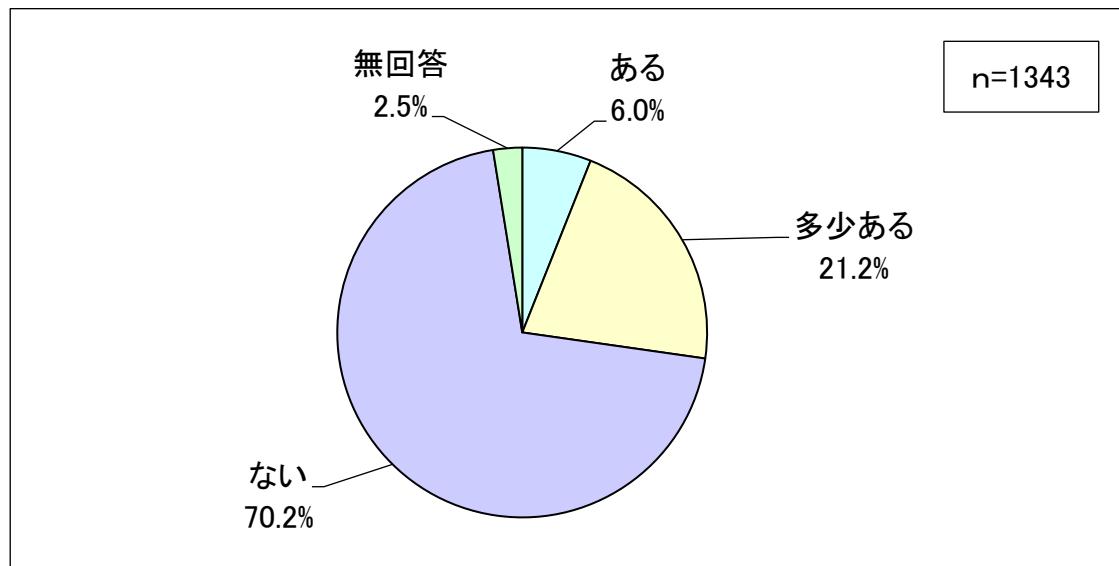


標識（喫煙専用室等設置）の掲示していない店を対象に、掲示していない理由について聞いたところ「健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかつた」の割合は43.9%と最も高く、次いで「掲示する標識が分からぬ」、「その他」が同率で22.0%、「掲示する標識のスペースが無い」12.2%の順であった。

その他の主な回答については、「イベント時ののみの使用なのであえて表示していない」、「完全予約制で1日1組～2組様程度の営業のため喫煙希望の方には外で吸って頂くよう都度アナウンスしている」、「出来れば推奨したくないので店内でも掲示はしていない」等。

- ◆問6で「1. 分煙」または「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。
- 問13 利用者からたばこを吸えないことについての苦情はありますか。
(1つに○)

No.	カテゴリ一名	n	%
1	ある	81	6.0
2	多少ある	285	21.2
3	ない	943	70.2
	無回答	34	2.5
	全体	1343	100.0

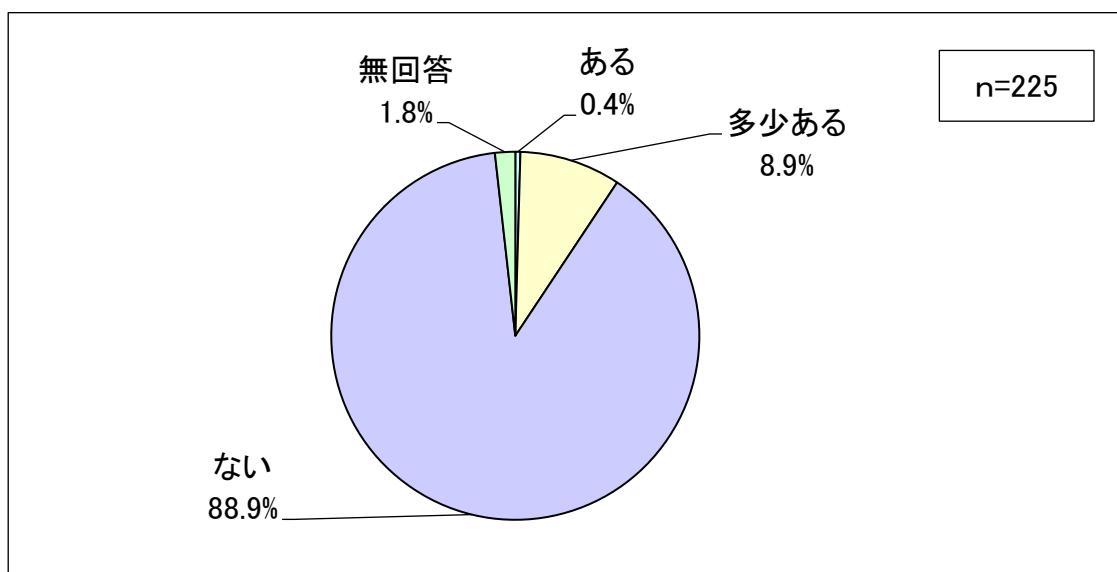


店内全面禁煙または分煙対策を行っている店を対象に、利用者からの苦情状況について聞いたところ、苦情が「ない」の割合は 70.2% と最も高く、次いで「多少ある」 21.2%、「ある」 6.0% の順であった。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問14 この1年間で利用客から、たばこの煙についての苦情はありますか。
(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	1	0.4
2	多少ある	20	8.9
3	ない	200	88.9
	無回答	4	1.8
	全体	225	100.0



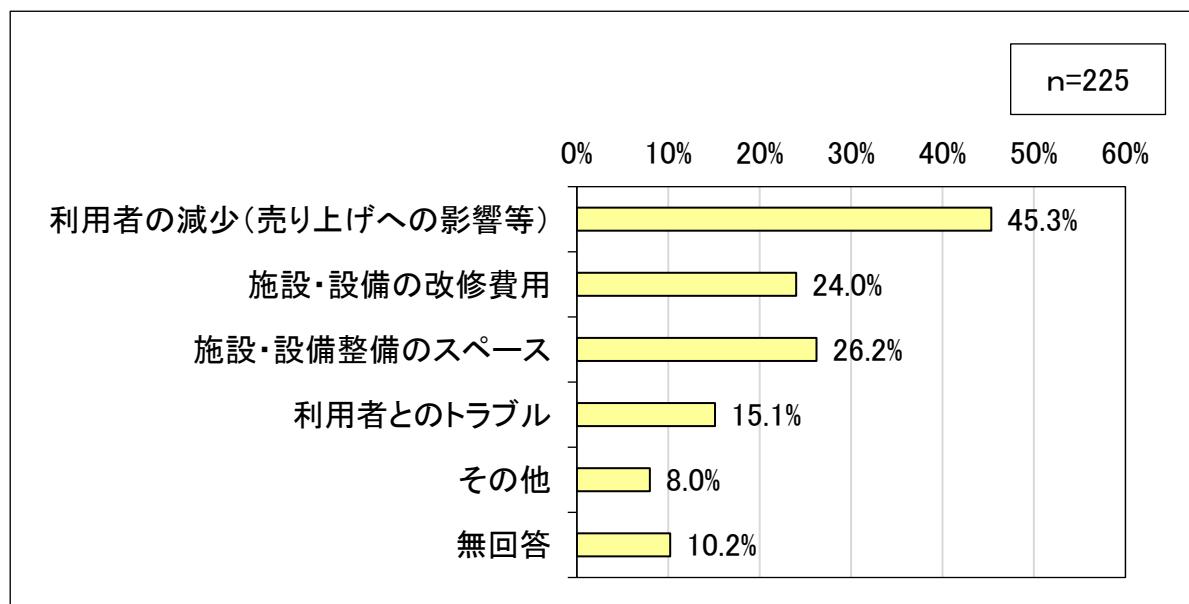
屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない店を対象に、利用客からたばこの煙に関する苦情状況について聞いたところ、苦情が「ない」の割合は88.9%であり、約9割がたばこの煙についての苦情はない回答した。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問15 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。

(あてはまるものに○)

No.	カテゴリーナンバー	n	%
1	利用者の減少(売り上げへの影響等)	102	45.3
2	施設・設備の改修費用	54	24.0
3	施設・設備整備のスペース	59	26.2
4	利用者とのトラブル	34	15.1
5	その他	18	8.0
	無回答	23	10.2
	全体	225	100.0



屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない店を対象に、受動喫煙対策を取り組む上での課題について聞いたところ、「利用客の減少（売り上げへの影響等）」の割合は45.3%と最も高く、次いで「施設・設備整備のスペース」26.2%、「施設・設備の改修費用」24.0%、「利用者とのトラブル」15.1%、「その他」8.0%の順であった。

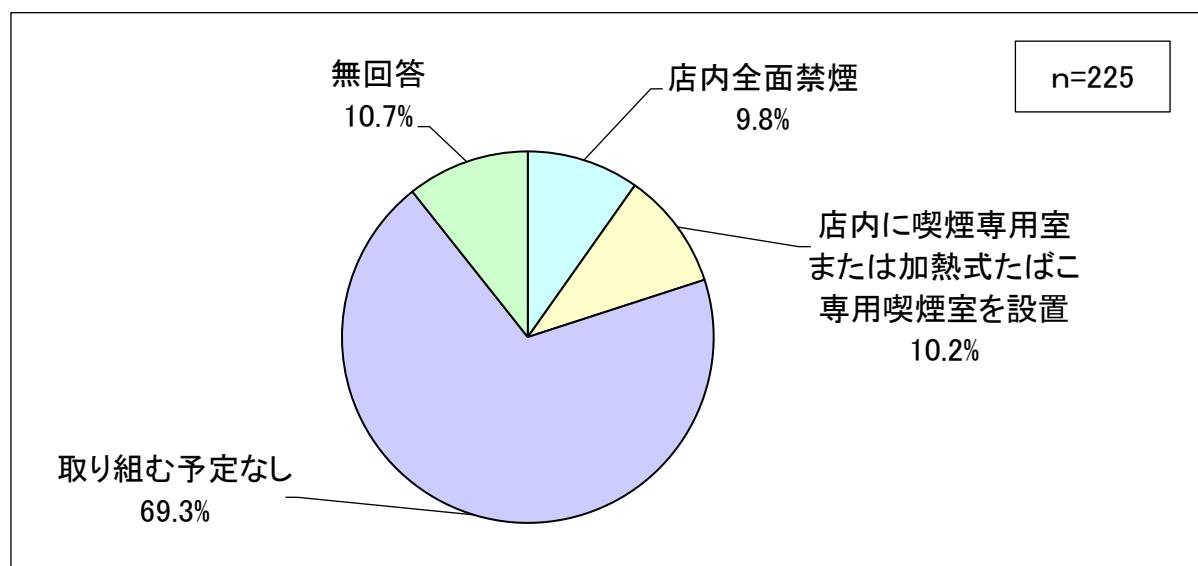
他の主な回答については、「子連れへの周知」、「換気をまめに行う」、「一般国民への重ねての告知、受動喫煙防止を知らないお客様が多すぎる。禁煙店舗ばかりではない」、「全室禁煙としていきたいと思うが、建物が町所有のものであり、担当者から喫煙室をそのままにしておくようにと言われている為できない状況にある」等。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問16 貴店では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。

(1つに○)

No.	カテゴリーネーム	n	%
1	店内全面禁煙	22	9.8
2	店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置	23	10.2
3	取り組む予定なし	156	69.3
	無回答	24	10.7
	全体	225	100.0

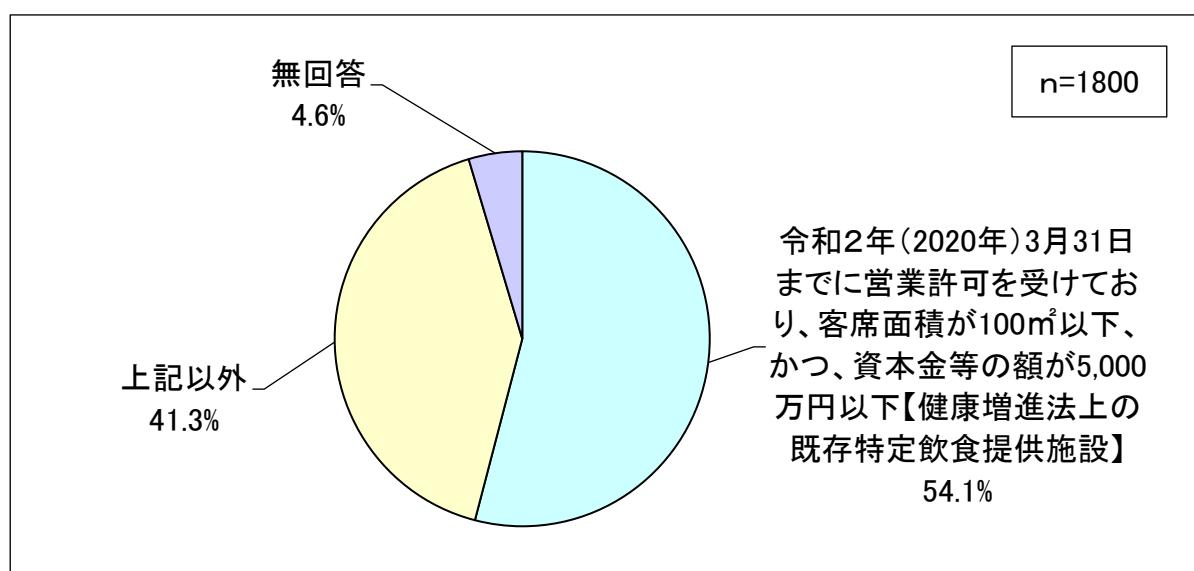


屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない店を対象に、受動喫煙防止対策への取り組み予定について聞いたところ「店内全面禁煙」が9.8%、「店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置」が10.2%であった。一方「取り組む予定なし」は69.3%であった。

◆全店にお聞きします。

問17 貴店の経営規模等をお答えください。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和2年(2020年)3月31日までに営業許可を受けており、客席面積が100m ² 以下、かつ、資本金等の額が5,000万円以下【健康増進法上の既存特定飲食提供施設】	973	54.1
2	上記以外	744	41.3
	無回答	83	4.6
	全体	1800	100.0

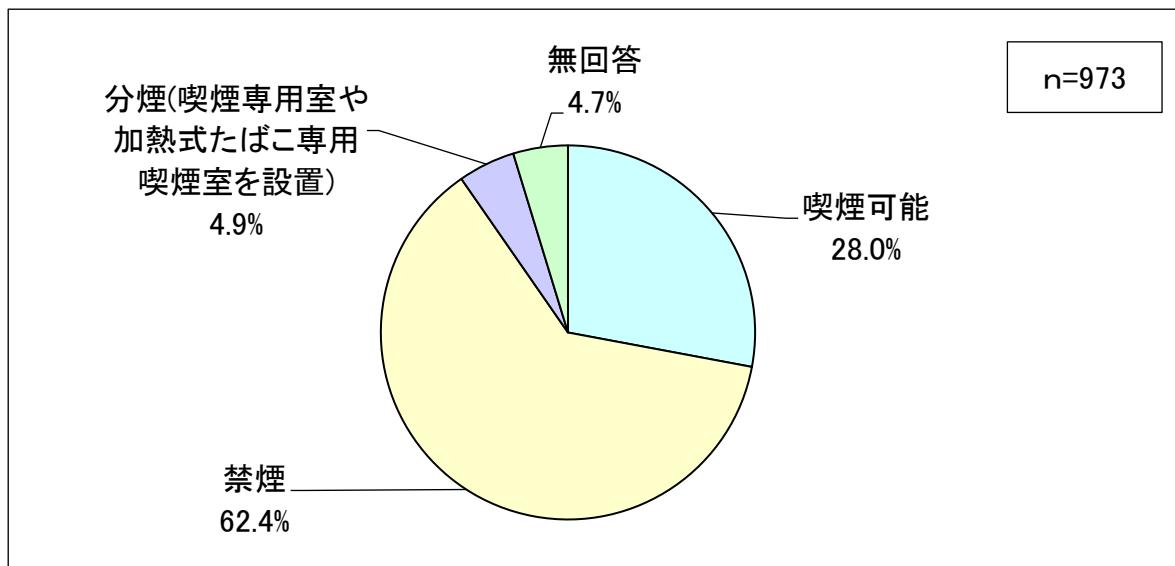


飲食店の経営規模について「健康増進法上の既存特定飲食提供施設」の割合は54.1%であり、5割以上が健康増進法上の既存特定飲食提供施設であると回答した。

◆問17で「1. 既存特定飲食提供施設」と回答した方にお聞きします。

問18 貴店は、店内を喫煙可能としていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	喫煙可能	272	28.0
2	禁煙	607	62.4
3	分煙(喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置)	48	4.9
	無回答	46	4.7
	全体	973	100.0

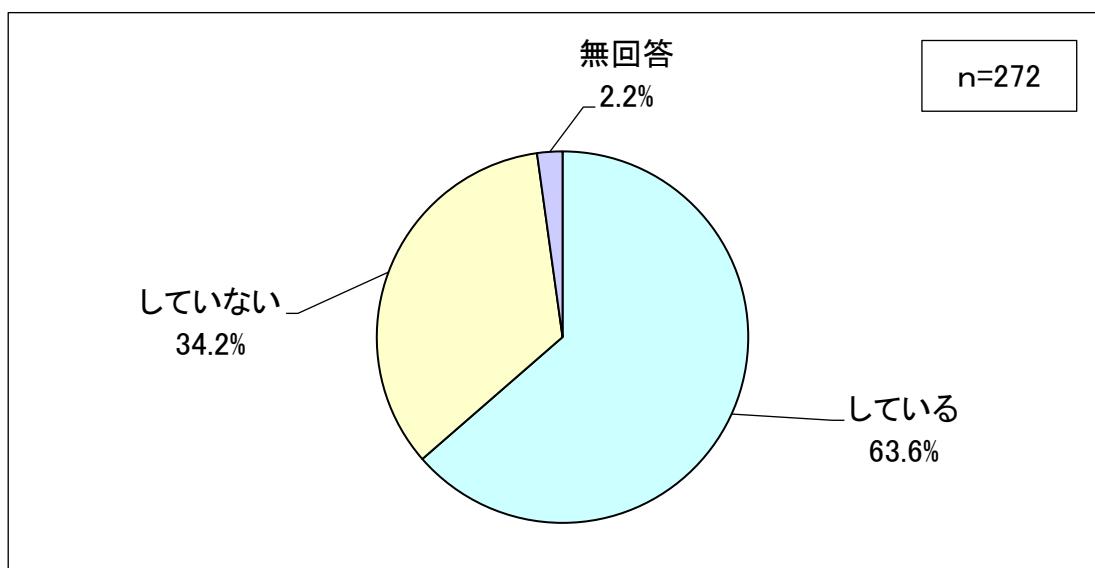


健康増進法上の既存特定飲食提供施設を対象に、店内の喫煙可否について聞いたところ「禁煙」の割合は 62.4% と最も高く、次いで「喫煙可能」 28.0%、「分煙(喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置)」 4.9% の順であった。

◆問18で「1. 喫煙可能」と回答した方にお聞きします。

問19 健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出を最寄りの保健所に行っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	している	173	63.6
2	していない	93	34.2
	無回答	6	2.2
	全体	272	100.0



店内で喫煙可能な既存特定飲食提供施設を対象に、保健所への届出を行っているか聞いたところ、届出を「している」の割合は63.6%と最も高く、6割以上の施設が喫煙可能室設置施設である届出をしていると回答した。

問 20 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、193 の施設から意見が寄せられた。

主な意見は次の通り。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

- ・受動喫煙防止対策をさせるのであれば街中での喫煙所を増やさないとタバコ税を払っている喫煙者が納得しません。タバコ税を上げるだけ上げて税金は何に使っているのですか。具体的にわかるように説明して頂けないと国民の不満が溜まり協力もして頂けないと思います。誠意のある行動をお願いします。
- ・子供の入店が可能な飲食店で全席喫煙可能の店があるのが疑問。
- ・喫煙場所が全くないと駐車場での喫煙、タバコのポイ捨てがすごく多い。大きな施設で1か所は喫煙スペースがあるべき。火事が起きかねない。
- ・地方の観光地の道路も原則禁煙化にしてほしいです。インバウンドのマナーの悪い喫煙が問題になっています。
- ・知識が曖昧で、みんなバラバラの意見である。禁煙店でも外の通路で吸われると店内に煙が入ってくる。店舗だけではなく、店舗の持ち主、タバコを吸う人への知識づけ、店舗の情報量を改善できたらなと思います。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・それ以前に煙草を売る事自体が健康を害するのだから、タバコで税収を得る以外の事を国は考えるべき。百害あって一利なしのだから。
- ・テナントビルに複数の飲食店が入居・営業している場合、各飲食店以外にビルのほうにも共用の喫煙室・喫煙スペースを設けるよう、提案・指導・その為の補助等も考えてほしいです。
- ・タバコの販売禁止をして欲しい。吸わない人はタバコのニオイだけでも気持ち（気分）が悪くなる。
- ・以前の経営者から店を買い取り、2023年に初めて営業許可を取得した店が喫煙可能店になっている。取り扱いが誤りではないか。ちなみに地域で以前から経営している他店は皆、屋内禁煙である。
- ・喫煙室を設置した（6年前）事で、両方のお客様に感謝されている。
- ・加熱式タバコへの規制がこれからの課題と考えます。臭いがひどく、外での喫煙でも不快。大変な課題ですが、タバコのない社会を目指したいです。
- ・当店は喫煙可にしているので、空気清浄機の貸し出しや補助をやって欲しいです。喫煙スペースを作る費用はありません。

○規制緩和

- ・焼肉屋のダクト有りの店舗は正直喫煙可能にしてほしい。
- ・小規模、個人店、場所的、小来客数、常連客で顔の見える関係性で成り立っている。緩くしないと成り立たない。
- ・20歳未満が来ないお店は、喫煙OKにして欲しい。2020年4月以降はダメなのは不公平だと思う。
- ・現状、来店客の喫煙率はたいへん高い状況ですので、全面禁煙となれば売り上げに大きく影響すると思います。令和2年以降に開業した店も許可制にして欲しいです。(選択できるように)
- ・電子タバコのみ吸える条件等を緩和していただけるとうれしいです。

○広報・周知の強化

- ・喫煙可能店なので、未成年を断ると怒る客がいる。CMとか地方紙等で周知してもらい、認知度を上げてほしい。
- ・一般の方に知られていないような気がします。この条例をもっと知ってもらえるようにして頂きたい。事業所側だけになっている。
- ・繁華街では、席で喫煙OKと看板を掲げた店をよく見かける。これらが指導を受けないのは不思議だし、客側も飲食店でも喫煙できる店とできない店があると思っている。
- ・加熱式タバコ可というパチンコ店など見かけますが、飲食店ではないから可能なのか等、不明でよくわかりません。
- ・電子タバコも禁煙対象である事を記載して欲しい。

○対応の難しさ

- ・分煙意識が定着して来ているので制度が効果を発揮して来ていると実感。但し、外国人のお客さんが少ないのでもし多くなった場合心配。もし他の外国人が多い飲食店でのトラブルの実態があれば対策も紹介してほしい。
- ・店内を禁煙にしているのは受動喫煙防止のためであり、お客様や従業員の健康を守るための方針です。それにも関わらず、禁煙を伝える際に「すみません」と謝らなければならぬ空気があります。禁煙は配慮ではなく社会的に必要な取り組みです。禁煙を選ぶ店舗がもっと自然に受け入れられる社会?時代?になってほしいと思います。
- ・スナック等の店舗ではビル自体の改善がない限り、個人テナントでの全面禁煙は非常に厳しいです。
- ・自分の店が禁煙であっても、世の中の飲食店は圧倒的に喫煙可が多く、この法律はあまり効果なく感じます。

- ・冬期間、外での喫煙は寒くて厳しいとは思ってますが、店内に分煙部屋スペースが無く、お客様へは心苦しくも思います。

○規制・罰則の強化

- ・喫煙可能店で親が良いと言う事で、未成年者を入店させている店が多い。真面目にやっている店は、馬鹿を見る様な事がない様にして欲しいです。
- ・立入検査等をしなければルールを守っている店が損をする状況。飲み屋、居酒屋、カフェ等はほとんど守られていない。
- ・禁煙店内で状況に応じて喫煙させたり、喫煙可能店で20歳以下の客を入店させたり、基準があいまいな店舗を見かけます。きちんと法令順守している店が損をするケースも。一考をお願いします。
- ・令和2年4月1日からのルールで15坪以上は全面禁煙と認識していますが、120席の店（居酒屋）で「たばこ ALL OK」ののぼりを見ました。どのような抜け道があって、そのような店があるのか知りたいです。
- ・もっともっと厳しく防止対策を行ってほしい。ビルの外でもタバコを吸い、ポイ捨てしている人があとをたちません。厳しい罰則を与えるべきだと思います。きちんと取り締まらないのでルールを守らない人が沢山居るのだと思います。
- ・店舗サイズなどではなく、一律飲食店は禁煙としてくれないとタバコが吸えない店だから来ないとなる。不公平だ。タバコが吸えるが子供も入れる店もある。ダメですよね？決まりを作るなら、まじめにていない所をきちんと調査して欲しいです。
- ・ススキノや狸小路周辺で歩きタバコが多く取り締まって欲しいです。
- ・法で決めて頂いた方が客とのトラブルがない。

○その他

- ・スタンド灰皿等を北海道又はJTから協賛してもらいたいです。
- ・なぜタバコを売るのでしょうか。
- ・利用者に聞かれるので、喫煙できる場所などの一覧があると助かります。
- ・大きなポスターやステッカー等を送ってくれるとうれしいです。
- ・喫（タバコ）茶店（コーヒー等）です。
- ・回答したアンケートの記録を残したいので、まとめの機能がほしい。
- ・今回の調査で北海道の受動喫煙防止条例のことを知ることができました。